

第百九十六回
国会

参議院国土交通委員会會議録第十五号

平成三十年五月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十四日

辞任

石上 俊雄君

補欠選任

増子 輝彦君

五月二十八日

辞任

吉田 博美君

補欠選任

赤池 誠章君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

長浜 博行君

阿達 雅志君

井上 義行君

酒井 庸行君

山本 博司君

羽田雄一郎君

委員

足立 敏之君

青木 一彦君

赤池 誠章君

朝日健太郎君

石井 正弘君

金子原二郎君

末松 信介君

高橋 克法君

中野 正志君

牧野たかお君

高瀬 弘美君

竹内 真二君

増子 輝彦君

山添 拓君

室井 邦彦君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

国務参考人

事務局側

常任委員会専門員

法務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

財務省理財局次長

国土交通大臣官房長

国土交通大臣官房技術審議官

国土交通省土地・建設産業局長

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省道路局長

国土交通省鉄道局長

青木 愛君

行田 邦子君

平山佐知子君

野田 国義君

石井 啓一君

牧野たかお君

あきもと司君

秋本 真利君

高橋 克法君

田中 利幸君

筒井 健夫君

牛尾 滋君

鯉 博行君

富山 一成君

藤田 耕三君

五道 仁実君

田村 計君

山田 邦博君

石川 雄一君

藤井 直樹君

○委員長(長浜博行君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(タクシーに係る規制及び安全確保の在り方に関する件)

○インフラシステムの海外展開に関する件(暫定二車線区間の四車線化及び安全対策の取組に関する件)

○森友学園への国有地売却問題に関する件(JRの赤字路線の現状に関する件)

○洋上風力発電の推進に関する件(太平洋洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支援に関する件)

○港湾施設の維持管理・利活用に関する件(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付))

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(長浜博行君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(タクシーに係る規制及び安全確保の在り方に関する件)

○インフラシステムの海外展開に関する件(暫定二車線区間の四車線化及び安全対策の取組に関する件)

○森友学園への国有地売却問題に関する件(JRの赤字路線の現状に関する件)

○洋上風力発電の推進に関する件(太平洋洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支援に関する件)

○港湾施設の維持管理・利活用に関する件(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付))

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(長浜博行君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(タクシーに係る規制及び安全確保の在り方に関する件)

○インフラシステムの海外展開に関する件(暫定二車線区間の四車線化及び安全対策の取組に関する件)

○森友学園への国有地売却問題に関する件(JRの赤字路線の現状に関する件)

○洋上風力発電の推進に関する件(太平洋洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支援に関する件)

○港湾施設の維持管理・利活用に関する件(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付))

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(長浜博行君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(タクシーに係る規制及び安全確保の在り方に関する件)

○インフラシステムの海外展開に関する件(暫定二車線区間の四車線化及び安全対策の取組に関する件)

○森友学園への国有地売却問題に関する件(JRの赤字路線の現状に関する件)

○洋上風力発電の推進に関する件(太平洋洋島嶼国に対する海上保安能力の向上支援に関する件)

○委員長(長浜博行君) この際、石井国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石井国土交通大臣。

○国務大臣(石井啓一君) 先週の木曜日、五月二十四日の本委員会におきまして、森友学園の關係で国土交通省が行っております二つの調査について説明するようお求めがありました。

まず、本年四月十二日の報道で、近畿財務局が見積りを八億円ほどとするよう持ちかけたという件についてであります。私からの指示によりまして、大阪航空局において当時見積作業を担当していたと考えられる職員を中心に聞き取り調査を行ったところであります。

これまでの聞き取りにおきまして、平成二十八年四月十二日、近畿財務局から地下埋設物の撤去処分費用の見積りに関する検討状況の説明を求められ、大阪航空局から、見積りの対象面積、深さ、混入率等を示しつつ、その時点の検討段階の言わばたたき台として見積りの算定方法と約六・七億円という数値を説明したこと、その際、近畿財務局から、対象範囲について、既に工事業者が試掘してごみが見付かっていたグラウンド部分周辺も含めるなど、将来にわたって瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかといった趣旨の話があったことが確認をできております。

なお、その後、大阪航空局におきましては、工事業者による試掘結果や、過去に池、沼であったという本件土地の地歴などを踏まえ、グラウンド部分の一部を見積対象に加えた上で、近畿財務局へ本件見積り八・二億円を提出したところでありました。

また、近畿財務局が見積りを八億円ほどとするよう持ちかけたとの報道につきましては、今般の聞き取りでは、それぞれ、正確な表現は記憶して

いないものの、将来にわたって瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかと八億円程度といった趣旨の話があったという職員がいた一方、言われた記憶はないという職員や、大阪地検による事情聴取が行われているため回答を差し控えた職員もいたところであります。

近畿財務局から将来にわたって瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかと八億円程度といった趣旨の話があったとしている職員は、あわせて、大阪航空局としては、過去の調査報告書や地歴等の資料を積み上げながらごみの見積範囲を設定し、積算基準に沿って積算をするので、その結果が近畿財務局が言ったような趣旨の額になるかは分からないと、見積りをしてみるまで分からないと思つていたと申しております。額ありきの見積りは否定をしているところであります。

次に、財務省理財局から国土交通省に対しまして決裁文書の改ざんを依頼したとの報道についてであります。現在、財務省において決裁文書の書換えが行われたとされる昨年二月から四月にかけて森友学園の土地の貸付け、売却に係る事案について担当していた職員に対して、大臣官房の立会いの下、航空局において聞き取りなどを行つて確認を進めているところであります。

大阪地検による捜査が進められている中、財務省において引き続き調査が進められているところでもありますので、正確性を期すためにも、財務省で行われている調査の状況も見極めながら丁寧に進める必要があると考えております。ただ、できるだけ早期に確認を進めてまいりたいと考えております。

○委員長(長浜博行君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務大臣官房審議官筒井健夫君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長浜博行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(長浜博行君) 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○阿達雅志君 おはようございます。自由民主党の阿達雅志です。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、リニア中央新幹線建設工事をめぐる不正事案への国土交通省の対応ということで質問させていただきます。

前回の委員会でも山添委員から、このリニアの事件というのはスパーゼネコンの談合の温床になつていっているという御指摘ございましたが、私は、今回のこのリニア中央新幹線建設工事というのは、まさに独禁法ということで限界事例なんじゃないかと。

これ、以前にもちよつと質問させていただきました。したけれども、それは、JR東海という民間企業の発注方法が入札という形態を取つた、随契ではなくて入札ということにしたためにある意味生じた部分があるのではないかと。そしてまた、実際のそのスパーゼネコンというのが技術を持つてできる工事ではなかった。そういう中で今回の事案というのは起きたのであろうというふうに思つておりますので、その辺、多少、山添委員とスタンスが違うのですから、当然そこからのいろんな考え方についても相違が出てくるのではないかと。というふうに思います。

そういう中で、これ、独占禁止法違反容疑が掛かった場合に、皆様御承知のとおり、指名停止それから営業停止ということが行われます。この指名停止については、昭和五十九年の三月二十九日に工事請負契約に係る指名停止時の措置要領とい

う書類が国交省、旧建設から出ており、また、営業停止については、平成十四年三月二十八日付けで建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準についてという、この二つがあるわけですから、この二つを見比べたときに若干の相違がございます。

まず、営業停止、監督処分については、独禁法の法令違反の事実が確定した時点で行うことというところになつていいます。ところが、一方で、この指名停止については、起訴又は逮捕が行われた場合に行われるという、こういうことにルールとしてはなつていっているわけです。

このルールに基づいて今回も、このリニア中央新幹線の事案においては、平成二十九年十二月十八日にまず家宅捜索が行われ、そして平成三十年三月二日に独禁法違反容疑による逮捕が行われ、そして山添委員が国交委員会でも質問されたまさにその日の三月二十三日に独禁法違反による刑事告発、起訴がなされ、そして指名停止措置がなされたということなんですけれども。

これまで建設業法に基づく処分ということでの営業停止はなされていなくて、このリニア事案の場合、やっぱり疑わしきは罰せずということですが、本来はこの営業停止処分については刑が確定するまでは処分をしないということになつていのに、指名停止という、本来は入札参加をする資格があるにもかかわらず、ある意味懲罰的に指名停止になつていっていることは、これは本当にこういう限界事案の場合にも妥当なんだろうかと。やっぱりこういう、もちろんその当事者が自ら自認している場合は別なんですけれども、自認していない場合であってもこういう入札への指名停止をするということはどうなんだろうと。

また、それとともに、今、独禁法においてはリーニエンシーが認められております。こういうリーニエンシーが認められた場合のこういう指名停止処分、営業停止処分のこの在り方についてもやっぱりしっかりと法的な整合性を含めて考えて

いくべきではないかと思うんですけれども、この点について、この指名停止処分と営業停止処分の在り方について、国土交通省の見解をお願いできればと思います。

○政府参考人(藤田耕三君) まず、指名停止についてお答えを申し上げます。

指名停止は、工事事故が発生させた場合あるいは不正行為があつた場合など、公共工事の相手方として不適当と認められる者の入札参加資格を一定期間停止するものでございます。法令に基づく処分ではなくて、契約の当事者である発注者の判断により実施するという性格のものでございます。

実施に当たりましては、措置内容の客観性や公平性の確保とともに、不正行為等が発生した場合にできるだけ速やかに対応することも求められと考へておりました。談合容疑で逮捕、起訴がなされた場合は、有罪判決が確定するまで待つことなく、また認否にかかわらず、一定の事実関係の把握ができた段階で指名停止措置を実施しております。このため、御指摘のように、事実関係の把握において難しい判断を求められるケースがあることは認識をしております。

それから、指名停止とリーニエンシーの関係でございます。指名停止とリーニエンシーの関係でございます。指名停止措置を講じようとするときには、適用の有無が不明でありますので指名停止期間には反映をしていないという運用になつてございます。

いずれにしても、客観性、公平性の確保、それから速やかな対応という要請がございますので、その両方の要請を念頭に置きながら、御指摘も踏まえつつ、今後とも指名停止措置の適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○阿達雅志君 今おっしゃられたこの不正行為がはつきりした場合というのは、もちろんそういういろんな処分、これはもう迅速に行つていただく必要あると思うんですけれども、ただ、やはりこの不正行為がはつきりするかどうかということ

で、特に今回のように公正取引委員会の調査よりも検察の逮捕という行為が先に来たような場合というのは、やっぱりこの事実、ある程度明らかになるまでしつかり見ていくということも必要であるし、その辺について、国土交通省として、これ発注者の判断とはいっても、実質、皆さん国土交通省のこういう処分の行方を見ているから、やはりその辺についてしつかりしたルール作りを今後も検討をいただきたいと思っています。

次に、ちょっと質問の順番入れ替わりますけれども、今、規制改革推進会議の方で、五月十一日付けで、多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見というこの書類、また、今規制のサンドボックスということで、ライドシェアの問題が再び浮上しております。

これについては、この委員会でも何人かの委員の先生方から非常に懸念が表明されたところでございませうけれども、特にこういうライドシェア新法の設立というような動きをされている経済団体もある中で、やはり私は、これは、今までの二種免許を取ったドライバーがあくまでこういう公共輸送としてのタクシーサービスを担う、これについてはやはり国土交通省としても全く揺るぎなく進めていただきたいというふうに思っているものですから、この点について、これ国土交通大臣が規制のサンドボックスの場合の主務大臣として判断をいただくということでございますので、もう一度かお答えをいただいているところではございますが、国土交通大臣として、このタクシーサービスの安全についての御見解を直接お願いをしたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 新経済連盟から五月の八日にライドシェア新法の提案が提出をされたこと、また、規制改革推進会議より五月の十一日に多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見が出されたことは承知しております。また、五月の十六日に生産性向上特別措置法が成立をいたしました。

国土交通省としては、自動車による旅客の

運送におきまして、安全、安心の確保が最も重要な課題と認識をしております。自家用車を用いたいわゆるライドシェアは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。

国土交通省といたしましては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えているところであります。

○阿達雅志君 ありがとうございます。

やはりこれ、ライドシェアも今現実には、ウーバーにしても滴滴にしても、あくまで二種免許を持ったタクシー事業者との提携という中で配車サービスということを進めていこうということの中で、彼らでさえ日本におけるいろんな状況というのを考えて二種免許の重要性というのを見ているわけですから、是非その点も含めて引き続き慎重な対応をお願いをしたいと思っております。

次に、先日、海外社会資本事業の促進についての法律が通ったところでございまして、昨日から、まさに、このシンガポール・マレーシアの高速鉄道についてマハティール首相がこれについては中止をするんだと、こういうニュースも流れているところでございます。こういうちょっと、中止ということですが、実は、先日の委員会でも青木委員がおっしゃられたとおり、私も青木委員と共に、委員派遣で、昨年、このシンガポール、マレーシア、視察をさせていただきました。その中で、この高速鉄道計画についても現地でのいろんな話も聞かせていただいたところでございます。

それで、先日の法案自体は、日本のこれからの海外インフラ輸出にとって非常に大きな意味があると思うんですが、ただ、このシンガポール・マレーシア高速鉄道、中止にはなりませんでしたけれども、これの今までのその経緯を見た場合に、私自身はちょっと若干懸念を持っていたところがございます。

それは、実際に昨年の十二月に入札発表をされ

たときのこの技術仕様書、これが日本の新幹線、これをそのまま認める形にはなっていないかったわけですね。これは、入札において、大体こういう大型プロジェクトというのは国際入札になりますから、その入札のための技術コンサルタント、これを相手方というのは大体雇用をするわけですが、これも、この技術コンサルタントが欧州系であったために、結局日本の希望というのがそのまま入っていかなかった。これは、今後もしろんなところで起き得る事態なんだろうと。そうすると、やはり日本が海外輸出インフラ、これをどんどん進めるためには、こういう技術コンサル、これをどういうふうな今後、日本のことを理解した技術コンサルを持っていくかということも非常に大事になってくるんだらうと。

先日の法律で認められたような、日本の政府関係の機構による、こういう機構というのは、相手方がコンサルとしてそのまま雇うわけにはいかなーいと思うんですね。これが日本の影響を受けたコンサルを雇うということになると、その時点で公開入札の原則というのは支障が出てきますから。そうすると、やはりこういう技術コンサルを、今後日本としてどういうふうな日本の理解をしてもらった技術コンサルを活用していくのか、この点が大勢になってくると思うんですが、この点について御意見をいただけますでしょうか。

○政府参考人(篠原康弘君) 御指摘いただきましたコンサル機能の強化は大変重要な論点だと思っております。

今回、先ほど御指摘いただきました法案によりまして、公的機関が中立性、交渉力あるいは技術ノウハウを使いまして、まさにコンサルディング機能もできるようにするわけですが、今御指摘いただきましたとおり、受注者側に立った場合には利益相反ということにもなりますので、民間事業者とともに、民間コンサルとともに、その能力を高めていくという面でも公的機関がしっかりと力を発揮していただくというように含めてコンサル機能の強化に取り組んでいきたいとい

うふうに考えてございます。

○阿達雅志君 ありがとうございます。

やっぱり実際に契約を取るためには、このコンサル段階からしつかり入って、技術仕様書の段階でやはり日本がしつかり参加できるように、こういうことに取り組んでいく必要があるのはあると思いますので、その点、是非よろしくお願いをいたします。

それとともに、やっぱり海外でのこういう大型案件、大体PFIとかで行われますけれども、大体PFIって、アジアの地域での特に鉄道プロジェクトなんかを見ると、失敗をするケースが非常に多い。

そういう中で、特に相手方からは日本からの出資ということを要求されることが非常によくあります。今JOINなんか鉄道に関しては出資をしているわけですが、ただ、この民間が出資をするという場合に、なかなか民間ではその事業実施後のオペレーションリスクを取れないということがあるって、なかなか出資、踏み切れないような場合もある。

こういった点についても、今後は是非しっかりと、どういうやり方で政府が関与していくのか御検討いただきたいと思いますので、その点について御意見をお願いします。

○政府参考人(篠原康弘君) 御指摘をいただきました出資、この多様化、多元化というのが非常に重要かと思っております。

まず、官民ファンドのJOINあるいはJICAといった公的機関の積極的な出資支援ということが大事でございませうけれども、加えて、いろいろな長期安定的な資金などもあろうかと思ひますので、そういったものを呼び込む方策の検討を含めて、しっかりと今後の対応を勉強してまいりたいと思っております。

○阿達雅志君 ありがとうございます。

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。質問の機会をいただきまして、大変にありがとうございます。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

少し順番を入れ替えて質問させていただきます。

まず、国道整備について伺いたいと思います。

まず、国道整備について伺いたいと思います。少々ローカルな話になって大変恐縮ですけれども、福岡に国道二百一十号線という福岡市と北九州市を結ぶ大変重要な道路がございます。その一部区間に八木山バイパスという山の中を通るバイパスがございます。この地元の方にとって基幹道路とも言える福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ十三・三キロの国道バイパスとなっております。

このバイパスは一九七七年に二車線化で事業化をされまして、一九八五年に開通して以来、四年前の二〇一四年までは有料道路として通行料が五百三十円だったんですけれども、利用されてきたことが、ちょうど四年前に建設費が償還し終えたということで無料化となりました。

この有料が無料になりましたことによりまして利用者がぐんと増えまして交通量が倍になり、それに伴い朝と夕方とピーク時にはもう大変な渋滞となっており、さらには事故も頻発しております。ある調査によりまして事故が三倍に増えたという報告も入っております。

このバイパスはそのほとんどが片側一車線となっておりますので、事故といましてその多くが正面衝突の大きな事故となっております。事故が発生しますと、片側一車線ずつしかありませんのでもうたちまち大渋滞となりまして、前にも行けず後ろにも引き返せず、事故処理が終わるまでバイパスの中で待ち続けるという事態が発生しております。

直近一年間では三時間から七時間の通行止めが六回発生しております。本年一月、この地域に大雪が降ったんですけれども、その雪のときはスリップでトレーラーが道を塞いでしまっていて、大変長い時間通行止めとなりました。また、このときはこの雪の影響でJRも止まっており、この八木山バイパス以外に一本福岡都市圏に行く道があるんですけれども、そちらも山道の峠

となつていまして、その道も雪で行けない。つまり、八木山バイパスが止まったことによつてあらゆる福岡への道が閉ざされて、この地域の方は完全に孤立をするというような状況が一月には起こっております。

このバイパスは、本来、建設当初から将来的に四車線化することと計画をされておりました。そのための用地の買収も既に完了しております。また、このバイパス以外の場所、二百一十号線と申しましたが、このバイパスの部分十三・三キロ以外では福岡側も北九州側ももう既に四車線以上となっております。この一部区間だけが急に二車線になるという大変不思議な状況になっております。

これは、福岡の県議会におきましても超党派の議員連盟が結成されて、今年の二月に国土交通省に対して四車線化の整備促進を求める要望書を提出されております。

そこで、まずこの八木山バイパスの四車線化を難しくしている原因、技術的なものなのかあるいは費用の面なのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石川雄一君) お答えいたします。

八木山バイパスは福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ道路でございます。現道国道二百一十号の交通安全を確保するとともに、豪雨や積雪時に並行する現道で通行止めが発生することから、災害時におけるリダンダンシー確保の観点からも重要な道路であると認識をしております。委員御指摘のとおり、平成二十六年度に無料償還を行ひまして、暫定二車線のまま無料開放され、国管理に移行いたしました。

無料開放以降、交通量が開放前の約二倍、事故件数が無料開放前の約三倍に増加しているという状況でございます。これまで短期対策といったしまして、事故抑制のためのレーンマーク等の路面標示や視線誘導標の設置、また、事故発生に伴う通行規制発生時に、道路上に取り残された車両を効率的に移動するためのインターチェンジ部の転

回場や一般道への避難路の設置、さらに、速度低下発生時に広域的に情報提供するためのバイパス入口部での看板設置や道路情報板及びホームページの活用などの対策を実施してきているところでございます。

しかしながら、まだこれ四車線化にはコストが掛かるわけでございますけれども、抜本的な対策といたしまして、やはり地元からは早期整備の観点から、利用者の負担の導人も含めた四車線化ということの要望をいただいているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今年度より、福岡県と連携しつつ、利用者負担による四車線化の必要性等について調査を実施する予定でございます。

今後とも引き続き、交通状況を詳細に把握した上で、短期対策を行いながら、四車線化を含めた必要な対策についても検討を進めてまいります。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

今局長の方からお話ありましたとおり、地元としましては、四車線化のためならもう一度有料に戻していただいても構わないという意見も出ております。それほど皆さん早く四車線にしたいという思いという思いが大変強い道路となっております。

また、先の長い話ではありますが、今回道路調査の対象としていただいたということで、このこと感謝申し上げますし、これは国土交通大臣に対して地元から要望書も行っておりますので、大臣にも是非この長年の思いを、地元の方の思いを受け止めていただきたいと心からお願ひ申し上げます。

この四車線化になるまではしばらく間が掛かるのですけれども、今この八木山バイパスで発生している事故、特に先ほど申し上げましたとおり、正面衝突の事故が二車線であることで大変多くなっておりますので、四車線化は進めながらも、やっぱり事故の問題というのはすぐに対処していかないといけないと思います。

そういう中、先日、新聞報道で、国交省が高速道路の暫定二車線区間のみ出し防止対策としてワイヤロープというものを試行的に設置してみたところ、死亡事故がゼロであったと、大変高い効果が出たということで、全国への本格導入を検討しているという報道がございました。

この八木山バイパスだけでなく、九州というのは高速道路も含めて暫定二車線のところが大変多いという印象を私、持っております。このワイヤロープ、是非効果があるのであれば展開していただきたいと思っております。一方で、もしデメリットがあるのであればワイヤロープのデメリットも教えていただきたいと思いますし、今後、このワイヤロープが九州始め各地の高速道路で展開される御予定なのかどうか、進捗状況を教えていただきたいと思います。

○政府参考人(石川雄一君) お答えいたします。

高速道路の暫定二車線区間につきましては、その大部分がラバーポールで上下線を区分する構造となっております。対向車線への飛び出しによる正面衝突事故など、安全性に課題がございます。このため、ラバーポールに代えてワイヤロープを設置することの効果や課題につきまして、昨年度から、高速道路会社が管理する有料道路におきまして、全国約百十五キロメートルで試行設置し、検証を進めてきたところでございます。

今月開催されました技術検討委員会におきまして、事故防止や走行性、維持管理等の観点から評価が行われまして、土工区間への設置は技術的に実用化が可能であるとの検証結果が示されたところでございます。

その際に、留意事項ということも示されておりました。ラバーポール区間で顕在していたワイヤロープへの接触による車両損傷や通行止めがあるというところへの対策、冬期には事故車両等による滞留車両が発生する可能性がある、そういうことへの留意点、また、長大橋やトンネル区間につきましては今後とも更に技術の性能検証を

進める必要があるといったような検証結果が示されているところでございます。

こういうことを踏まえまして、国土交通省及び高速道路会社におきましては、無料区間を含めまして、今年度から土工区間への本格設置に向け、九州の高速道路も含めまして具体的な設置箇所について精査を行っているところでございます。

引き続き、四車線化や付加車線の設置など抜本的な対策を進めるとともに、ワイヤロープの設置による安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○高瀬弘美君　ありがとうございます。

今ラバーポールの話とワイヤロープの話ございましたけれども、熊本で地震が発生しましたときに、現地向かうときに九州の高速道路通りましたけれども、途中で土砂崩れあるいは石等により通行できない場所がございまして、そういう部分で急にＵターンしないといけないときに、ラバーポールであれば簡単にＵターンができると。ただ、これがもしそのワイヤロープになってしまふと、そういう場合に急にＵターンができないとかいう問題もあるのかなということをし少し私自身も思っております。

ですので、事故がどれくらい発生するのかということ、このワイヤロープを設置する場所というのはその点も含めて検討していただく必要があるかなと思っておりますけれども、やはり正面衝突の事故を防止するという観点からは、非常に大きなこのワイヤロープというのは前進だと思っております、是非とも検討の方をよろしくお願い申し上げます。

次に、規制改革推進会議の件を質問させていただきますが、先ほど阿達先生より御質問がありましたので、阿達先生が触れた部分とは少し違う角度で伺いたいと思っております。

五月の十一日に、規制改革推進会議が多様な移動ニーズに応える新たなタクシースービスについての意見というものを発表しました。この中で、現状のタクシ業界に対する問題提起としまして

何点か挙げられております。

例えば、二重免許が求められていることのハードルの高さによる運転手不足、あるいは過酷な勤務状況による運転手不足の問題、そしてインバウンドの訪日客が増え続ける中で、日本のタクシが高いなと感じる、そういう観光客が多くなっているのではないかとという点や、これからラグビーのワールドカップ、またオリンピック・パラリンピックといろんなイベントがある中で、突発的に需要がすぐ増える期間というのが予想されます。そういうときに今のタクシ業界で対応できるのかというような点が今回のこの意見書の中で指摘をされております。

まず、これらの指摘につきまして、国土交通省の見解、もう既に具体的な取組されていることと思っておりますが、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(奥田哲也君)　お答え申し上げます。

三点御指摘があったかと思いますが、まずタクシ事業の人手不足についてでございますけれども、トラックも含めた自動車運送事業の運転者における有効求人倍率は、平成二十九年度で二・八一と、全職業平均一・三八と比べ二倍以上となっております。他の産業よりも人手不足が顕著な状況にあると認識をいたしております。タクシ事業の労働環境の実態というものを見ますと、長時間労働の割に低い賃金水準でありますとか、運転者の高齢化、女性の担い手の少なさなどが課題であるというふうに認識をいたしております。

このような現状におきまして、必要な運転者を確保するためには、労働生産性を向上させることにも、多様な人材の確保、育成を図る取組が重要であるというふうに認識をいたしております。

このため、タクシを含みます自動車運送事業につきまして、省庁横断的に対策の検討を行います自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議というものを設置をいたしまして、昨年八月には直ちに取組む施策というものを取りま

とめました。

さらに、政府といたしましては、今後、関連制度の見直しでありますとか支援措置などを取りまとめた働き方改革の行動計画というものを早期に策定、公表することといたしております。運転者不足の解消に向けまして関係省庁や事業者団体とも連携しながら、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、タクシ事業のインバウンド対応についてでございますが、観光先進国の実現に向けては、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、タクシを利用する際の言葉や決済面での不安を解消いたしましてサービスを向上させることが不可欠であるというふうに考えております。

このような観点から、全国ハイヤー・タクシ連合会におきましては、今年の一月に訪日外国人向けタクシサービス向上アクションプランというものを策定いたしました。国土交通省といたしましては、事業者によるこういった取組について必要な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、大規模イベントなどにおける突発的な需要への対応という御指摘でありますけれども、タクシの配車を効率化させまして、生産性を向上させることで対応していく必要があるというふうに考えております。

タクシ事業者におきましては、例えばNTTドコモと連携して、これまでの運行データでありますとか気象データなどを活用しましてタクシ需要のリアルタイム予測というものをを行うことによりまして、タクシの運転者が利用者の多い場所に効率的に配車されるといったような取組が実施をされております。

このように、安心、安全が確保されたタクシの配車を効率化することで、局地的にタクシが足りないという状況をなくしていく取組も関係者とともに進めていかなければならないというふうに考えております。

○高瀬弘美君　ありがとうございます。もうタクシ業界、様々な取組されている様子、非常によく分かりました。

今回の意見、非常に不思議なところいろいろありまして、この意見を出すに至った経緯は、たつた一社から提案があったことを基に今回の意見に至った点ですか、また安心、安全を確保する点で非常に不安を覚える部分が多くなっております。

先ほど大臣からも慎重に検討するという再三の強い御決意いただきましたけれども、利用者と事業者、両方にとっていい形になるように、是非とも大臣のリーダーシップの下で検討を進めていただきたいと思っております。

済みません、時間がなくなりましたので、最後の問題はまたの機会とさせていただきます。ありがとうございます。

○増子輝彦君　おはようございます。国民民主党の増子輝彦でございます。

今日は、一般質疑の中で森友問題についてはどうしても触れなければなりませんので、先ほど石井大臣から、これは中間報告と言っているんでしようか、私どもが再三再四求めてまいりました調査についての速やかな報告をお願いしたいというところについて御報告が一部ございました。先週のこの委員会でも、羽田委員の方からも今日の一般質疑の中で何らかの報告があつてもいいんじゃないかというような質疑もしていただきましたので、その強い要請に基づいてようやく一部でも報告がなされたということについて、大臣、御苦労さまでした。まず、そのことについてひとつ、お礼を申し上げると言ってもなんですが、このことについてまず冒頭に質問させていただきたいと思っております。

大臣、この調査の結果を見ますと、最初から八億円といういわゆる値引きがあつた、八億円という形の価格がもう前提であつたのではないかとというふうに報告を私ども受け止めることもできるんですが、この前提はもう既にそういう金額、八億

二千万円という金額だったのかどうかということについてはどのようにお考えになっていきますか。

○国務大臣(石井啓一君) 先ほど冒頭の発言の中でも触れていたかと思いますが、近畿財務局との打合せに出席した職員も、まあそれぞれちよつと我々の調査に対して答弁の趣旨が少しずつずれて

いるんですが、その職員の中で近畿財務局から八億円程度という趣旨の話があったとしている職員は、あわせて、大阪航空局としては、過去の調査報告や地歴等の資料を積み上げながらごみの見積範囲を設定をして、積算基準に沿って積算をするので、その結果が、言われたような、近畿財務局から言われたような額になるかどうか分らない

と思つていたというふうに申し上げておいて、額ありきの見積りは否定をしているところであります。

○増子輝彦君 蝦名局長、一人一人にお聞き取りをしたんですね、大阪航空局の皆さんに。その中で、近畿財務局から広げてほしいという要請があったという記憶を持っていた方はいたんですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) お答え申し上げます。

先ほどの冒頭でも大臣が申し上げたと思ひますけれども、今回の聞き取りにおいて、近畿財務局から、対象範囲については、既に工事事業者が試掘してごみが見付かっていたグラウンド部分周辺も含めるなど、将来にわたって瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかと

といった趣旨の話があったということを確認している職員がいるということでございます。

○増子輝彦君 局長、広げてほしいということ、これは、いわゆる大阪航空局が最初に見積もつたというか、六・七億円を、対象を広げてほしいということ、近畿財務局から要請されたということをはっきりと記憶している職員がたくさんいたということではないですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) そのようなことを言われた職員がいるということでございます、た

だ、そういった職員も含めて、この見積りをするに当たっては、大臣も申し上げましたように、過去の調査報告書や地歴等の資料を積み上げながらごみの見積範囲を設定し、積算基準に沿って積算をするので、その結果、言われたような趣旨になるかどうか分らないと思ひながら積算をしていったということでございます。

○増子輝彦君 大臣、先ほど大臣の御報告で、将来に瑕疵がないようなことを含めてこの範囲を広げたというふうな私聞き取ったんですが、これ間違ひありませんか。

○国務大臣(石井啓一君) 将来にわたって瑕疵があると言われないようもう少し広げた方がいいのではないかとというふうに言われたという職員がいたということであります。

○増子輝彦君 それで広げて、当初の見積り六・七億円から八・二億円に決定をしたわけですね。これは誰が決定をしたんですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 御説明申し上げますが、六・七億円というのは、あくまでも言わばたたき台の途中のものでございます。八・二億円の見積りは、これまでも申し上げておいて、補償課の中で決裁を取って、決裁をして、それで近畿財務局の方に報告をしたということでございます。

○増子輝彦君 決裁を取ったのではなくて、この金額が妥当だとは誰が決めたんですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) これは補償課の中の組織で、この見積りの、本件の地下埋設物とか地歴の調査結果や現地確認やヒアリングや工事写真といったようなものを見積りの中で、材料に基づいて、検証可能なあらゆる材料で見積範囲を設定をしていったということでございます、個人ということではなくて組織としてそういうふうに見積りをしていったということでございます。

○増子輝彦君 当然でしょう、組織で決めるのは。しかし、そこに責任者がいるでしょう、決定をする責任者が。それが誰かと聞いているんですよ。首かしげているけど、組織でどうやって決めるの。誰かが、示された金額で、これで、じゃ行こうと、これにしようと思ひ決める人が、責任者がいるんですよ。誰も責任者いないんですか。そのときの責任者いないんですか。

もう一つ聞きます。

会計検査院は、もう御案内のとおり、十一月の会計検査院報告では、対象面積の範囲を妥当とする確証は得られなかったという報告が出ているんですよ。それが、先ほど大臣もおっしゃったとおり、瑕疵が問われると困るというようなことを前提として、やはり将来のことを考えて範囲を広げようということ、これを組織として決めた。組織として決めたと言つていますよね、だから組織は分かるんですよ、当然なんです。大阪航空局という組織が見積りをして、それぞれの手続を踏んで決めたんでしょう。最後の決定、決裁者は誰なのか、それだけを答えてください。

それから、もう一点。妥当ではないという会計検査院の報告についてはどのような見解を持っていますか。局長、答えてください。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 見積りの決裁者という意味では補償課長でございます。

会計検査院からは、仮定の仕方によつて様々、処分地の推計値は大きく変動する状況にあることを踏まえると、地下埋設物の撤去処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたというふうな御指摘をされております。

本件の見積りは、学校開設に影響が生じた場合に損害賠償請求を受ける可能性があることなどを考慮いたしまして、入札等の手続を民間に委託するのではなく、早期に見積りを依頼できる大阪航空局に対して近畿財務局より依頼があったものでございます。僅か二週間という限られた時間の中で検証、報告をしなければならぬ状況下におきまして、売主の責任が一切免除されるの特約を付すことを前提として、その実効性を担保するために、既存の調査で明らかになつていない範囲だけではなくて、職員による様々な検証可能な材料を用いて設定を行つていったということでございます。

す。

○増子輝彦君 大臣、先ほど、補償課長でしたっけ、が決裁をしたと言ひますが、この報告は大臣まで上がったのかということが第一点と、会計検査院のこの範囲を広げることは妥当という確証を得られないということについての御見解はどう思われますか。

○国務大臣(石井啓一君) 見積りを行つていた当時ですね、平成二十六年当時、この案件については大阪航空局限りで行つていたというふうに承知をしてございます。

会計検査院からの御指摘は重く受け止めております。当時、私どもとしましては、約二週間余りという限られた時間の中で、適切な見積りを行うためにぎりぎりの努力を行つていたというふうに承知をしておりますが、会計検査院の御指摘は重く受け止めて、今後はより丁寧な作業に努めていきたいというふうに考えています。

○増子輝彦君 大臣、大臣に、この補償課長が大阪航空局の方として決裁をしたということをお聞きになったのはいつですか。

○国務大臣(石井啓一君) 正確な日付はよく覚えていないのですが、衆議院の委員会での決裁権者は誰かというやり取りがあったかと覚えております。その際に説明があったというふうに記憶をしております。

○増子輝彦君 局長、当時は局長じゃなかったんだと思うんだよね。しかし、いずれにしても今の局長ですか。

局長、こういう案件は最終的に大阪航空局で決めることだということですが、最終的には大臣には報告しないんですか、しなくていい仕組みなんですか、教えてください。

○政府参考人(蝦名邦晴君) こういう移転補償跡地などの土地の処分につきましては、地方航空局に権限が委譲されているといひますが任されているという状況でございますので、本件のような言わばいわゆる個別の土地の処分をするというのは、それぞれの地方航空局において処分の決定を

するということでございます。それは、したがって授権されているということです、大阪航空局にですね。(発言する者あり) ええ、それは、そういう意味では、大阪航空局で決定ができるということでございます。

○増子輝彦君 局長、決定をするということ聞いています。決定したものを後で大臣に報告をしなくてもいいシステムになっているんですかと聞いているんです。

○国務大臣(石井啓一君) 森友の案件は、今ではこういう大きな問題になっておりますので、そういう案件は当時説明が上がつていたんじゃないかというふうに思われているんだと思いますけれども、平成二十八年、見積りをやっていた当時は、森友学園のことを知っている方はほとんどいなかったわけでありましてね。

ルールとしては、それぞれの地方航空局で任されているということでありまして。

○増子輝彦君 理解はしました。報告しなくてもいいということですね、任せられて。分かりました。

それじゃ、質問をちよつと変えますが、国有地の不当な値引きによる払下げ、これを隠蔽するために、国会での虚偽答弁や証拠隠滅、公文書改ざんなど、本当に森友学園に関する一連の問題について、我々国会としても、これはゆゆしき問題と同時に、立法府がやはりある意味ではじゅうりんされていると、無視されていると言っても言い過ぎではない大きな問題があるわけでありまして、これらの一連の最終的な責任の所在というのはどこにおありになると思えますか。大臣、お聞かせください。

○国務大臣(石井啓一君) 森友学園に対する国有地の売却については様々な御指摘をいただいておりますが、委員会の冒頭申し上げましたように、近畿財務局から見積りを八億円ほどとするよう持ちかけたという点に関する報道については、先ほど御説明したところであります。

また、決裁文書の改ざんを依頼したと、理財局

から国土交通省に対してですね、これは現在、職員への聞き取りなどを行っているところでございます。

また、財務省より森友学園との交渉記録等について調査結果が公表されましたけれども、必要に応じて、私どももいたしましたが職員に対し事実関係の確認を行うとともに、大阪航空局においても、職員個人の掌控として残っている応接記録等がないか確認を始めたところでございます。

私といたしましては、このように本件に関する事実を一つ一つ調査をし、引き続き丁寧に説明をしていくということが私の責任であるというふう

に考えております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。もう時間が十分なくなつてしまつたので、この問題また次回やりたいなと思いつつ、本当はやりたくないんです、もうこんな問題は。早くすつきりしてほしいと。ですから、調査結果を早く出して、責任の所在を明らかにしていくことが大事だと思つておりますので、是非、まだ調査結果が出ていないことも含めながら、大臣、引き続きしっかり調査をしていただきたい。局長、よろしくお願

いしますよ。大丈夫ですね。

じゃ、そういう形で、また次回そういうことがないような、質問しなくてもいいような状況をおつくりいただきたいということを御要望して、この問題については終わりたいと思つております。

実は、JRの赤字路線問題について、大変私は憂慮しております。今、軌道法の改正というこ

で、超党派でしっかりとこの軌道法改正をして、災害に遭つた軌道の支援をしようということ、お

かげさまで、各党の御協力によつて非常にいい方向で進んでいるなど。特に自民党の佐藤信秋議員が一生懸命やっております、私どもも協力をしたいと。福島県もJR只見線も抱えておりますし、熊本、大分、福岡、それぞれの災害地のこの軌道の問題、非常に大きな問題になっていきますので、これはこれとしてしっかりとやっていきたいと。

と同時に、やはりJR九州の上場のときにも大きな課題となりました、問題となりました。あのときも、大きな議論の一つは、やっぱり上場した後に、採算を重視していくために赤字路線を切るのではないかとという心配が多々質問として出たわけでありまして。これはJR九州だけの問題ではなくて、全国津々浦々、御案内のとおり、赤字路線の問題は極めて深刻な状況であるということは言うまでもありません。

夕張の市長は、勇気を持って、自ら赤字路線を廃止して、それに代わる代替交通、いわゆる公共交通機関の整備をしたいという勇気ある発言をされた。自治体の長はやはりこれ言えないんです

よ。鉄路が廃止すると言つと、おまえ何だと、そんな程度の首長なのかと、なぜもつと能力を発揮しないんだとか国と掛け合わないんだとかということが言われてきているんですね。

これ、私は、政治がある意味では決めていかなければいけない重要な課題だと思つていらっしゃるんです。JRの赤字路線、これは各社全部抱えている大きな問題は問題でありますから、このことについて、これからしっかりとこの問題の解決に取り組んで、いい解決方法を見付けていきたいと思つて

いるわけです。

そこで、改めて藤井鉄道局長にお伺いいたしますが、全国で赤字路線と言われている路線は幾つあつて、それは延べでどのぐらいのいわゆる距離と

いいますか運行距離があるのか、教えてください。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えをいたします。JR各社のうち、JR北海道につきましては線

区別の収支を公表しております。これに基づきま

してないところでございます。

○増子輝彦君 大臣、今の問題、冒頭に私が申し上げましたが、この赤字路線の問題についてどのように、やはり国として、民間企業にはなつたものの、国はこの問題を避けて通れません。

これらについて、大臣は今後どのような基本的な考え方でこの問題について対処していくのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 全国のJR各社のうち、完全民営化をいたしました本州三社及びJR九州につきましては、事業運営に際し当分の間配慮すべき事項といたしまして、国土交通省の定める指針により、輸送需要の動向等を踏まえつつ、現に営業している路線の適切な維持に努めるものとされているところであります。

一方、JR北海道及びJR四国につきましては、厳しい経営状況に鑑みまして、これまで、国土交通省におきまして、経営安定基金の運用益の下支えなど、累次にわたつて支援を行つてきて

いるところでございます。中でも、JR北海道におきましては、平成二十八年の十一月に単独では維持困難な線区を公表いたしました、各線区の置かれた状況を踏まえた持続可能な交通体系の在り方について地域の関係者の方々への説明、協議を進めているところであります。

国土交通省におきましては、札幌市圏内における非鉄道部門も含めた収益の最大化、またインパウンド観光客の取り込み、観光列車というような構想もござい

ます。さらには、業務運営の一層の効率化など、JR北海道の徹底した経営努力を前提として、JR北海道の事業範囲の見直しや経営自立に向けた方策につきま

して、関係者とともに検討を進め、本年夏頃までに大まかな方向性について取りまとめでまいりたいと考えているところでございます。

○増子輝彦君 ありがとうございます。これは与野党関係なくしっかりと対応していかなければ、対処していかなければいけない課題であり、問題だと思つておりますので、我々も全面的に

一緒に考へていきたいと思つています。
時間が参りました。

田村長官、申し訳ありませんでした。六月十五日に、実は新しくこの新法の施行解禁日ですの
で、また多分、委員会で一般質疑等があるときが
あると思いますので、そのとき中心に質問したい
と思いますので、今日は申し訳ありませんでし
た。

終わります。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

森友問題について伺います。

昨日の衆参の予算委員会で、我が党の小池晃議
員、宮本岳志議員が、昨年九月七日に財務省太田
理財局長と国土交通省蝦名航空局長が意見交換を
していた事実を指摘いたしました。会計検査院や
国会への対応について相談したとされています。
航空局長と理財局長の意見交換概要という文
書、存在を確認されたでしょうか。財務省、まづ
お答えください。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたしま
す。
御指摘のメモについては、財務省として確認は
できておりません。

○山添拓君 航空局はいかがですか。
○政府参考人(蝦名邦晴君) 御指摘の文書につ
きましては、行政文書として保存されている文書は
ないということでございます。今、個人メモの
ようなものも含めまして探索は進めているという
状況でございます。

○山添拓君 現実にあるものですか、すぐ確認
をいただきたいと思ふんですね。
このメモの中では、蝦名航空局長の発言とし
て、会計検査院への対応として、総額を報告書か
ら落とすことと、瑕疵担保免責の考え方を認めさ
せて、リスクを遮断するために見える範囲で最大
限合理的な範囲で見積もったと主張ができるよう
にしておくことが重要だと、先ほど蝦名局長お話
しになったようなことが書かれておりまして、あ
るいはまた、太田理財局長の発言としては、総額

を消すことが重要だが、それが難しい場合には失
点を最小限にすることも考えなくてはいいけない、
少なくともトン数は消せないのではないかと、金額
よりもトン数の方がまし、仮に総額が残る場合に
は、むしろ資産額をたくさん記述させ、いろいろ
なり方があるとしておいた方がよいなどと記さ
れております。

資料をお配りしておりますが、実際、報告書が
発表される以前には、検査院は、ごみの撤去費用
は二億から四億程度で済んだと、値引き額は最大
約六億円過大だったと試算している、こういう報
道もされておりました。

ところが、十一月に発表されたものを見ます
と、値引き額そのものは明記をされず、ごみの
量、トン数のみの表記になっておりまして、しか
も、太田理財局長が示唆しましたように、複数の
試算によるトン数も示される、こういう内容に
なっていました。両局長の意見交換の結果を反映
したかのような報告書になっているわけです。

会計検査院は内閣に対して独立の地位を有する
機関です。財務省に伺いますが、なぜこんなこと
を話したんですか。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたしま
す。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、御指
摘のメモについては、財務省としては確認ができ
ておりませんので、その中身について具体的に御
答弁申し上げることは難しいところでございま
す。

ただ、検査を受ける過程におきましては検査院
との間で様々な意見交換を行っておりまして、そ
の一端として、事実関係の確認を受けてそれに対
して答えるということもございますけれども、検
査の結果につきましては、今御指摘もございまし
たが、独立した機関でございまして会計検査院の判
断により決められているものと承知をしていると
ころでございます。

○山添拓君 意見交換をしているということはお
認めなんですけど、航空局長は、今後も深さや混

入率、間接工事費などについても引き続き主張す
べきことは主張していくと、こう述べています。

主張すべきことを主張すれば、検査院報告を書
き換えることができるということなんです。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 御指摘のメモとい
いますか、その存在はまだ私も確認しておりませ
んので、それについて直接申し上げることはでき
ませんけれども、会計検査の過程に關しまして、
私どもは受検をする立場でございまして、会計
検査院の検査には全面的に協力をしていくという
立場でございます。

検査の過程の具体的な内容というようにことに
關しましては、お答えは差し控えていただき
たいと思います。

○山添拓君 協力するどころか、会計検査院の報
告案の内容を知った上で、その内容を改めさせる
ために行った議論としか考えられない。少なくと
も、真摯に検査を受けようという姿勢ではないと
いう実態が浮き彫りになっております。

国会対応についても記載がありまして、蝦名航
空局長は、協議記録が公になってきている中で、
捜査中なのでコメントできないだけどもつのか。

太田理財局長は、捜査中なのでコメントできない
だけではもたないし、マイナスのイメージを拡大
させてしまふと思う。蝦名局長は、今後決裁文書
等についてどこまで提出していくべきか。太田局
長、個人的には出せるものはできるだけ出した方
がいいと思う、出してしまふと案外追及されなく
なるという面もある、ただし政権との関係でデメ
リットも考えながら対応する必要はあると。

蝦名局長、どこまで提出していくべきかとはい
どういう意味ですか。現時点でも、手元に確認して
いるが国会に提出していないという決裁文書など
があるという意味ですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 文書の中身について
個別にコメントできるような状況ではございませ
ん、その文書の中身を確認できておりませんの
で。

私どもは、これまでも御要請に基づいて文書を

できるだけ探索をして提出をさせていただいてい
るというふうにして参っております。

○山添拓君 これ、なかなか文書そのものも確認
されないし、文書に基づいて今の事実関係聞いて
も答弁を明確にされないんですけれども。

大臣の下で、会計検査院の検査に対してまで圧
力を掛けるような相談がなされて、政権へのデメ
リットを考えながら、気にしながら国会に提出す
る資料を検討していたという、これ大問題です。
丁寧な説明とは程遠いような事態です。

大臣に伺いますけれども、大臣の指示でこの事
実関係、国交省の中、調査を確認していくべきで
はありませんか。

○国務大臣(石井啓一君) 航空局長が答弁いたし
ましたとおり、ただいま私もでも、行政文書とし
ては残っていないというようなことであります
が、手控え等があるかないか調査をしているとこ
ろであります。

○山添拓君 いや、当然残っている文書ですの
で、昨年九月のものですから直ちに確認をいただ
きたいと思ひます。

ごみの増量依頼について伺います。
昨日、衆議院の予算委員会で太田理財局長は、
財務局が航空局にごみの撤去費一・五億円の増額
を依頼していたと認めました。蝦名局長も財務局
からの依頼を認めましたし、先ほど大臣からもそ
の状況説明がありました。

二〇一六年四月十二日の時点で大阪航空局が見
積もっていたごみ撤去費用の積算は六・七億円で
あったのが、近畿財務局からも対象面積を広
げるべきだ、八億円ぐらいでと言われて、二日後
には八・二億円に上った、こういう話です。

航空局に伺いますが、六・七億円の見積りの根
拠は何ですか。見積りを行った資料があるはずで
すので、お示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(蝦名邦晴君) お答え申し上げます。
聞き取り調査の結果として、今般の聞き取りで
は、たたき台の見積りということで、既に工事事

業者が試掘してごみが見付かっていたグラウンド部分周辺を含まれなかったりしているなど、精査を行う前のその時点での情報で取りあえず計算をしたというものでございます。そういうことであったということでございます。

大阪航空局が四月十二日の説明時に用いた資料につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりの検討段階の言わばたたき台でございます。整理された形で保存されたりしているわけではなく、ものから、今、持っていた資料はどういうものかということ整理をしている途中ということでございます。

○山添拓君 六・七億という具体的な数字が出ていますし、先ほど大臣のお話の中でも、面積、深さ、混入率、こういうものに基づいて出したというお話がありましたので、資料は必ずあると思います。提出を求めるように委員会からもお諮りいたしたいと思います。

○委員長(長浜博行君) 後刻理事会で協議をいたします。

○山添拓君 たたき台だということなんですけれども、八・二億円に増額するに当たって、航空局あるいは財務局、新たな調査を行ったんでしょうか。

自ら現地に赴いたり、工事業者や設計業者に尋ねたりされたでしょうか。航空局にお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(蝦名邦晴君) それまでの間に、四月十二日までの間に現地の調査でありますとかいろいろな資料を取り寄せて、事業者の方から取り寄せて、その資料の中で見積作業をしていったということでございます。

ちょっと、いまだ六・七億の資料の關係も整理の途上でございますので、きちんとしたことをまだ御説明できる状況ではございませんけれども、これまでの地下埋設物の状況調査、あるいは工事関係者の試掘による確認分、あるいは池、沼といった地盤など、そういったことを総合的に勘案をして、これまでの検証可能な材料に基づいて

八・二億という見積りを設定をした、こういうこととでございます。

○山添拓君 要するに、二日間で六・七億円が八・二億円になったんですが、その間に新たな調査はされていないということなんです。そして、検証可能な材料を用いてということであれば、十二日に示した六・七億の時点でも同じ材料は手元にあったわけですよ。同じ材料に基づく結果が二日間で、僅か二日間で一・五億円も増額されたということなんです。

財務省は、対象面積を南側のグラウンド部分に広げるべきだと主張したのは、試掘によってごみが出てきているから広げた方がよいのではないかと、こういう話がありました。その試掘によって出てきたものですけれども、これは、二〇一六年四月五日の応接記録を御覧いただきたいと思えます。資料でお配りしております五ページです。

財務省が森友学園に対して提供を依頼する書類として示した中に、オ、確認させていたきたい内容、2、グラウンド側に存在する黒い土の層は地表からどの辺りで存在していると推測されますか、範囲、深度とあります。グラウンド部分でどの範囲で、どの程度の深さでごみがあるかについて根拠を求めたものだというになります。

これについて八百六十三ページ、お配りしている資料の四ページですが、森友側の弁護士は、2については、現在掘削している箇所及び新たに掘削する箇所を実際に確認いただき判断してほしいと述べています。

四月五日に現地確認を行った後、十四日に不動産鑑定評価をするまでの間に、工事業者などによる新たな試掘は行われたんでしょうか。また、航空局や財務局が現地確認を行った事実はあるんでしょうか。国交省、お願いします。

○政府参考人(蝦名邦晴君) ただいま御指摘がございました平成二十八年四月五日、近畿財務局及び大阪航空局の職員に行われた試掘状況の現地確認というところでございますけれども、工事関係者から提出されました試掘結果報告書とともに、掘

削部分以外の深さを三・八メートルとすること、グラウンド西側の一部分を対象とすることの材料の一つとして御説明をしてきたところでございます。

今般、財務省から新たな協議文書が公表されましたので、当該協議文書が示す当時の状況について改めて當時を確認をいたしました。四月五日の現地の確認の際に、試掘の穴の横に積み上げられたごみを含む土砂だけではなく、穴そのものを奥深くまでのぞき込み、ごみの状況を確認をしたということでございます。その後、工事業者から提出をされた試掘の結果報告書に穴の数などが記載されており、四月五日の現地確認で特段の追加確認といったようなことは、それ以降の、現地に赴いてはですね、していないということでございます。

○山添拓君 四月五日の現地確認の後、十四日の不動産鑑定評価までの間に、新たな試掘は行われたんですか。

○委員長(長浜博行君) 蝦名局長、端的にお答えください。

○政府参考人(蝦名邦晴君) はい。その穴が試掘が行われたかどうかということについては承知をしております。

○山添拓君 このグラウンド側について、要するに対象面積を広げるべきだと財務省が主張したグラウンド側についてですが、資料の三ページを見ますと、森友側の弁護士が西側の一か所しか掘削していないと述べて、航空局はこれに対して、全体的にどうなっているか判断したいので他の箇所も確認したいと述べています。さらに、恐らく設計業者の発言で、グラウンド側においても深度三メートル程度からごみなどが含まれている層は確認されている、ただ、その層がどこまでかは確認できていないし、写真、資料など残していない、改めて掘削するしかないが、掘削しても廃棄物層の範囲、深さは困難なものとなります。そして、これ以降、新たな掘削がされた事実は確認されていない、現地に赴いたこともないというお

話でした。

要するに、グラウンド部分で三メートルより深いところの新たなごみは確認されていないということじゃありませんか。いかがですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) この深さ三・八メートルという部分につきましては、当時の確認で、校舎建設部分の西側の掘削箇所、それからグラウンド西側の一部分を見積り対象面積とすることの根拠としたグラウンド西側の二か所の試掘箇所について、四月五日の現地確認において、職員が穴をのぞき込んでごみの状況を確認した上で、その後提出をされた試掘結果報告書において、試掘写真や説明書きによって確認をしているということでございます。

○山添拓君 そのごみは三メートルより深いごみなんですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 試掘の結果報告書で三・八メートルというのを確認をしているということでございます。

それから、グラウンド部分につきましては、これまでの平成二十二年までの調査などによりまして、三メートルよりも深いところにある部分のものも二十二年調査などで確認されているというようなことで、今回三・八メートルの深さのごみというものを積算の設定にしたということでございます。

○山添拓君 そんなものはありませんから。三・八メートルはこれ一か所だ、建物部分の一か所だと、これまでも御説明なさってきたと思えます。

この時点でも、この後にも、グラウンド側で三メートルより深いところのごみなど確認されていないんですよ。にもかかわらず、財務省はこの部分まで広げてごみの撤去費用を算出するように求めたわけなんです。航空局は、この部分も三・八メートルまでごみがあるものとして、八・二億円に増額をしたわけです。まさにごみの捏造ですよ。掘削を確認したわけでもなくて、改めて調査するでもなくて、一・五億円も割引額を積み増した

と。

大臣、これまで大臣が適切だと言いつ張つてきた航空局の見積りは、これ相いいいかげんなものじゃありませんか。適切だと言つてきたのは、やつぱりうそじゃありませんか。

○国務大臣(石井啓一君) 私ども、御指摘に應じまして様々な調査をさせていただいていますが、今回、近畿財務局から八億円程度の見積りというふうには持ちかけられたという件につきましても調査をいたしました。

八億円という数字を覚えていた職員もおりましたが、その職員も、数ありき、八億円ありきの見積りを行ったことではないということを言つておりますし、私どもは、当時二週間余りの僅かな期間の中でこの見積りをやらなければならなかった、そういった状況の中で適切な見積りを行うためにぎりぎりの努力をしたと思つておりますが、その見積りについての考え方を覆すような調査結果は現時点では出てきていないというふうには考えております。

○山添拓君 大臣、元々航空局がこの撤去費用の見積りを行ったのは専門的な知見があるからだというお話でした。ところが、専門的知見のあるはずの航空局が試算した六・七億という数字は、財務局が一言広げるべきだと言つたら一・五億円も跳ね上がった、二日後には新たな調査をすることなく八・二億円になっていきます。専門的知見どころの話じゃないと思うんですね。

これでも、いまだに八・二億の見積りは適切だったと、こうお考えですか。そう言い切れますか、大臣。大臣です。

○国務大臣(石井啓一君) 先ほど、航空局長、答弁させていただきましたが、六・七億というのはたたき台の数字としてお示しをしたというふうには聞いております。

○山添拓君 なかなか苦しい答弁だとそれは思います。最後に、交渉記録の八百六十四ページ、資料の五ページを御覧ください。

提供を依頼する書類のオの1、くい打ちに伴い発生した廃棄物混在土壌はどの範囲に存在していたと推測されますか、また、場外搬出する概算土量はどの程度ですか、こうあります。これは、校舎のくい打ち部分九・九メートルの深さまでごみがあるかどうかについての根拠を求めたものかと思ひます。これに対して、森友学園の弁護士は、資料の四ページ、「九メートル深度までの杭打ちの際に出てきた土に廃棄物が混在しているため、どの範囲との特定はできない。ただし、九メートルまでの範囲では出てきている旨を提出資料に付記したい。」、こう書いています。

この提出資料とは何ですか。その後、実際に森友側から提出をされたものでしょうか。

○政府参考人(匿名邦晴君) 御指摘の文書は、見積りの依頼があつた三月三十日以降、校舎の設計の概略図など見積りに必要な資料を入手しているということでございますが、入手した資料につきまして、四月十四日に大阪航空局から近畿財務局に提出した見積書の資料にしているわけでございますけれども、委員御指摘のその九メートルまでの範囲では出てきている旨の説明書きについてというものが特段記載をされているわけではございません。

○山添拓君 要するに、財務局が提供を依頼した書類の中で、森友側は提出資料に付記したい、提出したいと答えているにもかかわらず、提出を求めずに口頭でよいとしたわけです。現に提供もされていません。九・九メートルの客観的な根拠は一切ないのに、あることにしたと、こういうことであります。

三・八メートルといい、九・九メートルといい、あるいはごみの増量依頼と相まって、八・二億円の値引きの根拠はいよいよ失われております。結局、八億円ありき、ただ同然で売り渡すという結論ありきだったことがはつきりし、その上、検査院に対しても国会に対しても、なおうそとごまかしを続け、事実を隠そうとしています。いかげん洗ひざらい明らかにするべきだ、こ

のことを改めて申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○室井邦彦君 日本維新の会の室井邦彦です。

私は、今回の質問の中で、ミサイル攻撃に対する避難施設の整備について、また洋上風力発電導入の件について、あとは、また同じようなことが、航空機の落下物がこの間また事実があつたということについて、時間の許す限り質問させていただきます。

まず、米朝会談が執り行われるというふうな方向で進んではおりますが、またいつどのようなことが起きるか全く予測はできません。行われるように期待をしておるわけですが、我々日本人といたしましても、北朝鮮の潜在的脅威は全く解消されていないと、こういうことを言つても過言じゃないと思つております。

そこで、放射性物質から身を守る核シェルターの普及に向けた現在動きが出てきておる、本格化しておるということは聞いておるわけでありまして、そこで、放射能、放射線から身を守るために退避する施設、核ミサイルの攻撃を受けた場合、国内に多くの国民が逃げ込める専用の退避施設は皆無に等しい、ないと言つてもいいと思ひます。

今日、私は資料を一部、一枚のペーパー物でありますけれども、出してありますので、このグラフを見ていただければ、結構現状がよく把握できているので、見ていただければ結構かと思ひます。

ここで、日本核シェルター協会によると、公共と家庭用を問わず、どのくらい国民を収容できるかを示す普及率、これは、イスラエルは一〇〇％国民の身を安全にするシェルターがあるというのであります。アメリカが八二％、イギリスが六七％、日本は〇・〇二％。

これ、単純に一億二千万人として計算すると、我々は国民保護における国会議員として当然責任があるわけでありまして、これでいけば、数字表すと、一億二千万人の国民のうち二万四千人しか

助けることができないとか、単純計算でいくとこういう数字が出てくるわけでありまして、これも。

この観点からあと幾つか申し上げたいわけですが、国民保護に関する基本方針の中で、核攻撃の標的となる可能性が高い避難先として地下街や地下駅舎などを例示しております。しかし、地下街、地下駅舎といった地下施設等については、国民保護法施行令においては避難施設の基準として掲げられながらも、現在ほとんど避難施設として指定されていないのが現状であるわけでありまして。この核攻撃等に対して全てが助かるという、放射能の恐ろしさというのは、我々、広島、長崎、そして東日本大震災で一番経験している国であります。

そこで、この地下施設等一時的に退避することは、当然、被害の軽減にもつながるわけでありまして。そういうことから、都道府県及び政令都市においては指定に向けた積極的な取組を行う必要があると、二〇〇八年、国民保護における避難施設の機能に関する検討報告書において指摘をされておるわけでありまして。

そういう背景の下で質問に入りたいと思うわけでありまして、二〇一六年、平成二十八年九月、北朝鮮は三発のミサイルを日本海に向けて発射した、御記憶はあると思ひますが。ほぼ同じ地点に着弾させる複数のミサイルを同時発射をし、ミサイル防衛を無力化する能力を北朝鮮が手に入れたのではないかと、いうようなことがその当時分析をされております。

その意味においても、国民の生命、身体、財産を保護するために、危機管理上、ミサイル防衛一辺倒を続けるだけでなく、今申し上げた重層的に守る仕組みが整えることが日本には必要ではないのか。空からミサイルが飛んでくる、そればかりの防衛だけ考えるんじゃない、重層的に考えていかなきゃこれからはいけない、このように私も思つておるわけでありまして。

そこで、この危機管理の視点に立った地下施設

に対する利活用について、例えば、イギリス、ドイツ、韓国では地下鉄を避難施設として使用しておるといふことであります。国土交通省として、我が国の地下鉄においてどのような検討が行われているのか、行われていないのか、どのように今後対応していこうとおられるのか。

日本の国は、毛細血管のように地下鉄が走っております。地下鉄の下に地下鉄が走っていて、その下に地下鉄が走っているというふうな、こういう高度な技術もあるわけですが、これは総務省、また消防庁も関わる問題でありますけれども、鉄道の観点として、藤井鉄道局長、こういうことを背景に今のような検討が行われているのか、現段階での進捗状況というか考え方を伺うか、教えてください。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えいたします。

いわゆる国民保護法に基づく国民の保護に関する基本方針において、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、都道府県等が地下街、さらに地下駅舎などの地下施設を避難施設として指定するように配慮するということとされているところでございます。これを踏まえまして、政府としても、こういった指定の促進に取り組んでいるところでございます。

一方で、都道府県等が避難施設を指定する際には、その施設の管理者の同意を得る必要があります。この地下駅舎につきましては、電気に依存しているために、停電時に照明、換気等の機能が著しく低下をする懸念があること、さらには、ホームへ避難をしていただく線路への転落の危険性があること、こういった鉄道固有の問題もございます。こういった課題を踏まえて、まず、施設の現状を確認をし、施設管理者の意見等を十分に聞いた上で指定に向けた取組を行う必要があると考えているところでございます。

現在、避難施設の在り方につきましては、一定期間滞在可能な施設とする場合における必要な機能、課題等について、内閣官房を中心に、国土交

通省も参画をいたしまして、関係省庁において検討を進めているところでございます。

国土交通省としましては、国民の安全、安心を確保するために、関係省庁とともに引き続き積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○室井邦彦君 地下、地下鉄を、今回のこういうことに対して非常に私に期待をするというのか、この数字上、くどいようでありますけれども、一億二千万人の中で、シェルター関係で計算すると二万四千人以上しか逃げ込むところがないという、こういうことじゃ、やっぱり非常に立ち遅れているな、また北朝鮮、中国、ロシア、そういう国々もあるわけでありまして。

特に私、もうトラウマになっているのは、こういう委員会では常に口にしておりますけれども、阪神・淡路大震災の被災者として、地震の恐ろしさ、そういうことを考えたときに、中国、私は関西ですから、これも同じことを申し上げておると思います、何回も申し訳ありませんけれども、偏西風に乗って黄砂、タクラマカン砂漠、ゴビ砂漠からずっと黄砂が来て、私の関西でももう車が真っ黄色になるといふか、そういうことが起こっておりますわけでありまして、ここで、恐ろしいことに、もう私、中国の国の体質が、非常に考え方が不安であります、何をこういふことを言うかと申し上げますと、今現在、中国は、運転中の原発が十九、建設中が二十九、計画中が二百二十五基、全て足すと二百七十三基の原発を、国民に文化的な快適な生活させるために、このエネルギーを確保するために建設するという計画が出ております。

この放射能汚染についての恐ろしさは我々国民よく知っているんですが、福島県の農作物も汚染されているからヨーロッパや韓国は買入れしないという、こういうことがいまだに続いている状態でもあります。この中国の黄砂に、偏西風に乗って、こういう三百基近い放射能、四川省の震災が、ああいふ地震が起きたときに放射能漏れするとも限らない。

そんなことを思うと、日本の上空はどうなっているのかと、こんなことも今後考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと。そんなとき、思ったときに、その地下ということに関しては非常に熱い視線を私は向けておるわけでありまして、いろいろと研究されて対応をさせていただかないといけない、このように思っておりますので、よろしく御研究をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

これも原発フェードアウトという関係でありますけれども、やはり四方八方囲まれた日本の国でありますから、洋上風力をやはりしっかりと利用して、自然をうまく活用してエネルギーの確保をさせていただきたいというのが私の思いであります、計算上でいけばもう原発ノーでもいけるなというふうな思いもしておりますし、原発は解体するのに五十年も数百億円も掛かるということ、本当に途方に暮れるような、将来、日本のこれは本当に明るい日差しが差すのかと、我々の次の世代について非常に不安な思いをしております。

この風力発電については、中国、アメリカ、ドイツ等が上位、何でも中国は上位になってきておりますけれども、全世界の発電電力量に占める風の比率は三・六％、太陽光の一・一％を上回っているという、こういう風力発電の国際的業界団体である世界風力会議では、二〇二一年時点で風力発電の設備容量八百七十七ギガワットまで拡大すると、風力容量がですね、予想しております。また、国際エネルギー機関、二〇二五年には全世界の発電量の七・七％、二〇四〇年には一・一％を風力が占めると予想しておるわけでありまして。

一方、我が国の風力発電の設備容量は三・二ギガワット、発電電力量に占める風の比率も、太陽光三・七％よりも少なく、〇・五％にとどまっています。政府の長期見通しでは、二〇三〇年度の風力発電の設備容量を十ギガワット、発電電力量に占める風の割合を一・七％と見込んでいます、そういうことであります。しかし、世界の状況を踏まえると、この辺、この見通しは余りにも

少な過ぎるというふうに私は思えないわけでありまして。そこは強く指摘しておきたいなど。

そこで質問をさせていただきますが、この風力発電、設備容量の二〇五〇年七十五ギガワット、電力需要二〇％以上が達成できれば、二〇五〇年には原子力のフェードアウト達成の可能性が限りなく高くなるわけでありまして。

ここで、風力発電の現状の見通しについて、特にこの洋上風力発電について大臣、どのように評価をされておられるのか、この点をお聞きをさせていただきます。

○国務大臣(石井啓一君) 四方を海に囲まれた我が国におきまして、大きなポテンシャルを有します洋上風力発電の導入拡大は重要と考えております。

国土交通省といたしましては、平成二十八年に港湾法を改正をいたしまして、港湾区域における占用公募制度を創設いたしました、これまでに鹿島港と北九州港においてこの制度を使って事業者が選定をされているところであります。

さらに、今般、一般海域におきましても洋上風力発電の導入に向けた動きが活発になってきたことから、内閣府、経済産業省等と連携をいたしまして、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案を国会に提出をさせていただいたところであります。

国土交通省といたしましては、引き続き、関係省庁と連携をいたしまして洋上風力発電の導入拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 おっしゃるとおり、平成二十八年の七月に港湾法が改正されました。港湾区域内の水域については占用公募制度を整備され、占用期間を最長二十年としたことにより非常に我が国における洋上風力発電の導入拡大に向けた事業環境は飛躍に高まったと、高く私は評価しております。

しかし、一般海域においては占用に関するこの制度環境が整備されていなかったという、こういう環境の中で、一般区域における洋上風力発電の

導入拡大に向けた環境、今現在どのような方向でどう進んでいるのか、これは菊地港湾局長ですか、お答えいただけるようでありますけれども、お聞かせください。

○政府参考人(菊地身智雄君) お答えいたします。

一般海域における洋上風力発電の導入に当たりましては、海域における二十年以上という長期の占用が必要となるわけですが、一般海域については長期の占用を実現するための統一のルールが存在していないこと、また、一般海域においては海運業や漁業など多様な利用がなされているわけですが、洋上風力発電の整備とこれらの利用の調整に係る枠組みが存在しないこと、こうしたことから、洋上風力発電に係る海域の利用促進に大きな支障が生じていたところでございます。

こうした課題に対応するため、今般、内閣府、経済産業省等と共同で、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案をこの通常国会に提出をさせていただいたところでございます。この法案は、我が国の海域におきまして、利用ルールを整備し、洋上風力発電を円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図ることを狙いとしております。

具体的には、政府におきまして基本方針を定め、経済産業大臣及び国土交通大臣が関係大臣との協議や関係都道府県知事等の意見聴取を経て促進区域を指定し、その区域内の海域の長期にわたる占用等に係る計画を認定すること等により、洋上風力発電の長期的かつ安定的な導入を促進することとしてございます。

○室井邦彦君 じゃ、もう最後の質問にいたします。

またまた、五月二十四日、日本航空の六三二便のエンジンの不具合による落下物があつたと、熊本空港周辺においての病院の窓ガラスとか車両の窓ガラス等が破損したと、こういう事案であります。

す。よくぞ人間に当たらずに済んでよかったなという、そういう思いでありますけれども。

こういう落下物が非常に頻りに、最近特に多いと思うんですけれども、その理由は何かというところ、尋ねてもそれはいろいろあるんでしょうけれども、その点を今、事故調とかあらゆるところが調べておるんでしょうけれども、特にその原因が何だったのか、今現在その安全対策、どう徹底されるのか。

同じことの質問せざるを得ませんので、特に危険なことありますから、その点は、航空局長、どう考えておられて、どう徹底した調査とか、二度と同じようなことが起きないようにされようとしているのか、お聞かせください。

○政府参考人(蝦名邦晴君) お答えを申し上げます。

五月二十四日十五時五十五分頃、熊本空港発羽田空港行き日本航空六三二便ボーイング767型機が、熊本空港離陸後、左側のエンジンに不具合が発生したため、同空港に引き返すという事案が発生をいたしました。当該エンジンから飛散したと見られる金属片によりまして、熊本県上益城郡益城町における車両や建物の窓ガラス等が破損したとの情報入手しております。

本件は、重大インシデントとして運輸安全委員会が調査を行っておりまして、これまでに機体及びエンジンの損傷状況の調査等が行われているものと承知しております。

国土交通省といたしましては、日本航空に対して、運輸安全委員会の調査に協力するとともに、会社としても原因究明をし、運輸安全委員会の調査の進捗を待たずに必要な対策を講ずるよう指示をいたしました。これまでに日本航空からは、同型のエンジンについて、前回の点検からの使用回数が多いものから優先的にエンジンの内部及びケースについて緊急点検を行っているとの報告を受けております。

今後とも、日本航空からの報告や運輸安全委員会の調査の状況等を踏まえまして、同型のエンジン

ンを使用する他社の機体も含めて、必要な対応を図ってまいりたいと思っております。

また、今回の重大インシデントにおきましては、地上の被害が発生したことを受けまして、熊本空港事務所が被害状況を確認するとともに、日本航空に対しても、被害状況を確認し、被害に遭われた方々におわびや補償を行うなど、丁寧に対応するように指示をいたしましたところでございます。

国土交通省といたしましては、地域住民の方々御心配をお掛けしたことを重く受け止めておりまして、安全対策はもとより、落下物防止の観点からも再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 終わります。

○青木愛君 希望の会、自由党の青木です。よろしくお願ひいたします。今日は森友学園について質問をいたします。

財務省から交渉記録、九百数十ページにもわたる交渉記録、ほかの文書も提出をされ、この質問までの間、交渉記録にだけ目を通しました。何でもこんなことしなくちゃいけないのかなと思いが、九百数十ページ、一枚一枚目を通してまいりました。

全体の印象といたしますと、籠池夫妻の大変強引とも言えるこの交渉に対して、いろいろな関係者が本心に我慢強く何とか前進をさせようと努力をしている、そうした様子が見て取れる文書でございます。

その中で何点か、この森友学園がやはり特別な事案であつたんだというふうに思わせる部分をお伝えしたいと思います。

まず、豊中市が、平成二十六年一月二十七日の段階で、当該地は過去に大阪音大が取得を検討していた経緯もあるため、相手が森友学園だからといって国が特別に安く契約したら問題があると心配をしているんですね、この時点で。

結局、大阪音大は七億円を提示をしました。同じ学校を同じ学校を設立する者であります。同じ学校を目指

している者でありながら、大阪音大は七億円を提示し、国側が九億円超を希望したために、見積り合せて契約ができなかったということになっております。しっかりとした見積り合わせまで行っているこの大阪音大に比べて、森友学園、もういかに特別な事案であつたかということが分かります。売買契約の経緯が全く違うということが分かるかと思ひます。

ほかにも、これは平成二十七年五月の国有財産業務課長さんの発言ですけれども、学校の設立趣旨を理解し、御支援する必要があることを最大限考慮したものである、本件については大変重要な案件でもあり、特例的な取扱いでもあるので、財務局だけでなく、本省でも処理内容を検討し、承認しているものであります。こうした発言もあるところでもあります。随所に特別な案件ということが見て取れる交渉記録でありました。

そして、昨日、大阪航空局が出したその六・七億円を八億円に増額をする、ごみ処理費を増額をすることを近畿財務局が依頼をしたということが分かりまして、先ほど来の御答弁を聞いていて全く不十分だというふうに思っておるんですけれども。

私も改めて伺わさせていただきましたが、この初めに見積もった六・七億円の積算根拠として八・二億円の積算根拠、こちらはもう既に出していると思ひますので、その両者の積算根拠について私もお尋ねをいたします。

○政府参考人(蝦名邦晴君) お答え申し上げます。

大阪航空局におきまして、見積り作業を担当していたと考えられる職員を中心に行った聞き取りでは、たたき台の見積り六・七億円ということでございますけれども、既に工事事業者が試掘してごみが見付かっていたグラウンド部分周辺が含まれていなかったりしているなど、精査を行う前のその時点の情報によりまして取りあえずの計算をしたものということでございます。

それ以上の詳細につきまして現時点で明確な確

認できておりませんので、ここの確認を進めてい
るところでございます。

○青木愛君 全く答弁足りないんですけど、八億
の方はいかがですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 八・二億円の見積り
根拠につきましては、国土交通省が定めます空港
土木請負工事積算基準などに基つきまして、対象
面積につきましては、平成二十二年の地下構造物
状況調査等によりまして、ごみが確認された部分
や本件土地の地歴などに基つきまして、本件土地
の総面積を全体の六〇％である五千九百九十平方
メートルとし、また、ごみの深さにつきましては、
これまで御説明しておりますとおり、工事写
真や後日工事関係者から提出された報告書、ある
いは職員による現地調査などを踏まえまして、く
い掘削箇所は九・九メートル、その他の部分は
三・八メートルとし、ごみの混入率については、
平成二十二年の地下構造物状況調査等の結果に基
づきまして四七・一％と設定するなどいたしまし
て地下埋設物の量を見積りも、そして八・二億円
という見積りを行ったというところでございます。

○青木愛君 面積が四千八百八十七平方メートル
掛ける三・八メートル深さ掛ける四七・一％の混
入率で一万六千八百トン、そして、くいの部分が
三百三十三平方メートル掛ける九・九メートルの深さ
掛ける四七・一％の混入率で二千七百二十トン、
合わせて一万九千五百二十トンで間違いないです
か、八億二千円の方は。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 今御説明になったと
おりだと思います。

○青木愛君 そうしますと、六・七億円の方は、
これのどの部分が変わったのでしょうか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 正確なところは今整
理しておりますけれども、グラウンド部分周辺
が含まれていなかったというところでございまし
て、そうした範囲なども含めて見積りを行ったと
いうことでございます。

○青木愛君 そうすると、面積の部分が変わった
ということですか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 冒頭申し上げました
とおり、たたき台の見積りにつきましては、既に
工事業者が試掘してごみが見付かっていたグラ
ウンド部分の周辺が含まれていなかったりするな
ど、精査を行う前の時点での情報によりまして取
りあえずの試算をしたものであるというふうに関
き取っております。

その他、どういうふうに関算の見積りの内容が
異なっているかということにつきましては、現時
点でまだ詳細に確認ができていないという状況で
ございます。

○青木愛君 確認ができていないというのはもう
遅過ぎるというふうに思いますけれども、恐らく
グラウンドの一部分を加えてということなので、
面積が変わったのかなというふうには思いますけ
れども、ちよつと確かなことが分りません。

そして、この四月、平成二十八年の四月五日、
先ほど山添議員もその部分を紹介されました。
その中に、これ黒塗りになっておりまして、昨
日、総理も答弁の中で、黒塗りはなるべく外して
もらった方がよかつたという御発言もありまし
たので、できるだけ外した形でお願ひしたいと思
っております。

この部分は業者の方だと思いますが、この「グ
ラウンド側においても深度三メートル程度からご
み等が含まれている層は確認されている。ただそ
の層がどこまでかは確認できていないし、写真・資
料など残していない。改めて掘削するしかない
が、掘削しても廃棄物層の範囲・深さの推定は困
難なもの。」と言っています。さらに、「国が求め
ている廃棄物の推定埋設量の算出は難しいので、
国で判断していただけないか。掘削自体は行っ
て、国に確認いただける状況は用意する。」とあ
るんです。

前回の質疑でも質問いたしましたけれども、毎
日新聞が報道した、まさにその口裏合わせの音声
データありましたけれども、それを裏付けるよう
な内容になっているのではないかなと思います。
「国が求めている廃棄物の推定埋設量の算出は難

しいので、」とあるんですね。国が廃棄物の推定
埋設量を求めている。国がむしろ主導しているの
ではないか、誘導しているのではないか、こうい
うふうに関うわけでありまして。

そして、この記録からしますと、先ほども質疑
ございましたが、三メートルとか九メートルとい
う数字は出てくるんですけど、どこにも三・
八とか九・九という数値は出てこないんです。
これ、なぜこの三・八、九・九という数字を
使つてごみの積算をしたのか、大変理解不能なん
ですけれども、その点についてお願いいたしま
す。

○政府参考人(蝦名邦晴君) お示しいただいた資
料は近畿財務局で作成されたものでございますの
で、国土交通省で詳細について御説明することは
難しい部分もあるということとは御理解をいただき
たいと思います。

その上で申し上げますと、冒頭御紹介いただ
いた資料は、当時、打合せの、その資料の冒頭の
ところにも書いてあると思いますけれども、「提供
を依頼する書類」という森友学園側に提供を求め
る内容をまとめたペーパーについて国側から御説
明を申し上げて、そのペーパーにおいては、グラ
ウンド側の掘削状況や廃棄物の混在土壌が存在し
ていると思われる範囲について尋ねているとい
つたやり取りが行われているのだと思います。

その事業者の、この埋設物、国が求めている何
とかという表現のところは、その真意は正直申し
上げて済み取りかねるところもございましてけれ
ども、ここは大阪航空局として、この添付資料にも
付いている「提供を依頼する書類」ということ
で、積算に使ういろんな資料を提供を求めている
ます。そういう部分であるというふうに関えており
ます。

その上で、本件の見積りについて、その書
きつぶりを見てみますと、くい掘削工事つて九・
九メートル行われているんですけど、そこを約九
メートルみたいな言い方で丸めて書かれています
ので、そのメモの書き方と私どもが最終的に設定

のときに使っている九・九とか三・八というのが
完全にリンクをしているということではないのか
もしれませんけれども、そういう意味では数字が
少し丸めたような書き方になっているんじゃない
かなというふうに関、それは私もから見た感じ
で見取れるということございまして、それ
ちよつと書かれた真意というところまでは分り
ません。

いずれにしても、本件見積りにつきまして
は、三・八につきましては、これまで累次御説明
をしておりますように、工事写真でありますと
か、工事関係者から提供された提出報告書であ
りますとか、現地確認でありますとかそういった
の、あるいは、九・九メートルは、くい掘削工事
の過程で出てきたということで、これまでの現地
の確認でありますとか、あるいはこれまでの地歴
だとか、そういったことなどを勘案をし、当時検
証可能な材料で設定をしてみたということござ
いまして、そういう形で見積りの設定を行って
いったということでございます。

○青木愛君 よく分らないのですけれども。
その後航空局から、どの深さまで掘削できる
かと業者に聞いています。A工区(校舎側)のく
い打ちの深度である九メートルまでは可能かとい
うふうに関聞いています。業者は、それほど深くま
では無理だと、三メートル程度が限度だとい
うに答えています。そして、この提供を依頼する
書類、これは、業者の方はこれ出せたんでしょ
うか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) ちよつとその全部、
一対一で対応した関係を整理できておりませんけ
れども、入手をしていただいているもの、それか
ら説明を受けているもの、そういったものがある
というふうに関理解をしております。

○青木愛君 国側の要請には応えられないと、そ
の資料は用意できないということであつたんじや
ないのでしょうか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 入手をした資料とい
いますのは、四月十四日に大阪航空局から近畿財

務局に提出した見積書の資料の中に添付をされているということでございます。

○青木愛君 いずれにしても、私からも、その積算根拠を示す文書あるいは資料、そして、四月十二日から十四日までのごみ処分額が増額するまでの間の交渉記録がこの財務省からの記録の中にはありません。四月五日から四月十五日までの間の記録がないのです。

これは財務省に伝えるべきことではありませんけれども、やはり依頼を受けて見積もった大阪航空局にもこの間の記録を出す責任があると思いますが、是非、この二点について理事会でお諮りいただきたいと思ひます。

○委員長(長浜博行君) 理事会にて協議いたします。

○青木愛君 そして、中間報告を先ほど大臣からいただきました。まだまだ内容は不十分だと言わざるを得ません。

ちよつとその中で何点か伺いをさせていただきます。

そのグラウンド周辺部分も含めることにしたと、対象範囲を広げることにしたということでございます。その御説明の中で、そのグラウンドの中でごみがあるとされた部分がまだあったのでそれも含めたという御発言とともに、池、沼であった、その部分も計算に入れたと、その二点、グラウンド周辺の拡大についてはその二点を示されたかと思ひますが、もう一度確認させていただきます。

○政府参考人(蝦名邦晴君) グラウンド部分のところは、既存の地下埋設物調査でありますとか、それから過去の地歴、池、沼であったという地歴も併せて考慮はされているということでございます。

○青木愛君 その二つの視点から面積を拡大をしたということだと思ひます。

もう一点、将来にわたって瑕疵があると言われないように広げた方がいいということでありましたけれども、これは森友学園の方を向いた発言な

のでしようか。将来瑕疵があると言われないように、縮めるといふか、国民の側から見たらこのような発言にはならないのではないかと一うふうに思ひますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(蝦名邦晴君) 本件につきましては、三月三十日に近畿財務局から依頼を得て見積りをするわけでございますけれども、損害賠償請求をされるおそれがあるといった状況、切迫した状況の中で、当時の、二週間程度で見積もるといふ、こういうぎりぎりの、時間的にもかなり限られた状況の中で、今後の損害賠償請求の瑕疵担保を免除するというのを、責任を一切免除するという特約が付くということを前提に見積もっておりますので、そういう趣旨のことも勘案しているということ、将来にわたって瑕疵があると言われないようにした方がいいんじゃないんでしょかと、損害賠償請求を要するにされない、されて更に大きな額を請求される可能性というのを、言わばそういうことを言われないようにする、そういうことを言っているのではないかと一うふうに思ひます。

○青木愛君 時間がありませんので、大臣にお伺いをいたします。

このごみ処分費用を二回出したという事実がございます。この事実を大臣はいつ知ったのでしようか。昨年の四月頃から、この委員会の質疑でも調べるとずつとおっしゃっておられました。報告に時間が掛かり過ぎるというふうに思っております。

まず、二回出されたこの事実を大臣はいつお知りになったのか、教えてください。

○国務大臣(石井啓一君) 近畿財務局から見積りを八億円ほどとするよう持ちかけられたという本年四月十二日の報道についての聞き取り調査の結果につきましては、五月の二十七日、日曜日であります。ここで報告を受けたところであります。

○青木愛君 六・七億円を八・二億円に変えるこの経緯を知ったのが五月二十七日ということですか。

か。

○国務大臣(石井啓一君) 今般の聞き取り調査の結果は五月の二十七日に報告を受けたということでありませう。

○青木愛君 いずれにしても、時間が掛かり過ぎる、そして、今最も教えていただきたいその積算の根拠を示していない、今回の委員会で示されなかったということは大変問題であらうかと思っております。

また質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長(長浜博行君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(長浜博行君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○行田邦子君 希望の党、行田邦子です。午後の質疑となりました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

私は、今日は一般質疑ということでありますので、まず初めに公文書管理について伺いたいと思ひます。

昨年の十二月二十六日に行政文書の管理に関するガイドラインが改正されまして、そして、国土交通省を含む各行政機関においては、今年の四月一日、今年度から改正された行政文書管理規則が施行されております。今回のこのガイドラインの改正というのは、公文書管理法の制定、施行以来、平成二十三年四月の施行以来最大の改正というふうになっております。

これ、このガイドラインの改正というのは、森友問題などが起きたからということではなく、元々予定していたものではありますけれども、こ

の改正の内容を見ますと、やはり森友問題などにおいての公文書管理の在り方の問題が浮き彫りとなったことを踏まえたものというふうになっていないかと思ひます。

そこで、まず大臣に伺いたいと思ひますけれども、国土交通省は、国民生活に直結する重要な政策立案だけではなくて、多額の国費、国民のお金を支出する事業を実施する、そういった事業官庁でもあります。こうした国土交通省においての公文書の適切な管理は大変に重要と考えますけれども、まず大臣の公文書管理についての御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(石井啓一君) 公文書の適正な管理は、国民への説明責任を全うする観点から大変重要な課題であります。

国土交通省におきましても、昨年末に改正が行われました行政文書の管理に関するガイドラインに基づきまして、国土交通省行政文書管理規則の見直しを行い、この四月から運用を開始いたしました。

この規則におきましては、政策立案や事務及び事業の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録の作成を義務付けることや、合理的な跡付け、検証に必要な行政文書は原則一年以上の保存期間の設定を義務付けること等に加えまして、行政文書の保存期間に関する基準を定めました別表において、契約に至る過程が記録された文書については五年保存を行うこと等を定めたところであります。

国土交通省といたしましては、今後とも、公文書管理の重要性を踏まえまして、改正後の行政文書管理規則のつとり、適切かつ十分な文書管理を徹底してまいりたいと考えております。

○行田邦子君 今大臣からも触れられました、今回の行政文書管理規則並びに内閣府の方でのガイドラインの改正なんですけれども、このガイドラインの改正の中には次のようなことが盛り込まれております。

各行政機関は、所掌事務の中から、国民的関心が極めて高い政策や基本的制度を新設又は抜本的

に変更するような政策を重要政策として選定を
と。そして、それを内閣府に報告をして、内閣
府がこれを公表するということになっておりま
す。そして、選定された重要政策に関する文書に
ついては、保存期間が満了したときに、原則、歴
史公文書として国立公文書館等に移管をするとい
うようなことになっております。

この重要政策なんですから、言葉の一般的
な解釈でいう重要政策ということ、それに加え
てと云っていいんでしょうか、国民的関心が極め
て高い政策という基準になっております。それで
いきますと、今回、今日もこうして国土交通委員
会で様々な原因究明などの質疑がなされている森
友学園への国有地売却に関する文書は、これは将
来の国民による歴史検証が可能な形で残すべき
とも考えられますけれども、御見解をいただきたい
と思います。

○政府参考人(藤田耕三君) お答えいたします。
今御紹介をいただきましたように、改正後の行
政文書の管理に関するガイドラインにおきまして
は、総括文書管理者は、省における重要政策を定
期的に検討の上公表することとし、当該重要政策
に関する企画立案から実施に至る経緯を含めた情
報が記録された文書については原則として国立公
文書館に移管すること、それから、その具体的
な運用としましては、各行政機関は、その所掌事務
の中から、国民的関心が極めて高い政策や、基本
的の制度を新設又は抜本的に変更するような政策を
重要政策として選定することとされております。

この重要政策の選定についてでございますけれ
ども、今後検討してまいりますので、現時点で具
体的なことを申し上げるのは困難な状況でござい
ますけれども、国土交通省としましては、こうし
たガイドラインの趣旨を踏まえた上で適切に対応
してまいりたいと考えております。

○行田邦子君 一般的に、重要政策ということに
森友学園への国有地売却ということが当たるのか
という、私自身は重要政策という一般的な解釈
からはそうではないのかなとは思いますが、それ

も、ただ、この行政文書の管理に関するガイドラ
インが示すところの重要政策というのは国民的関
心が極めて高いという政策であります。

ですので、そういう観点からいいますと、この
森友問題というのは、昨年からですから、昨年か
ら予算委員会を始めとしたあらゆる委員会や何十
時間、それ以上でしょうか、相当な時間を国会の
質疑に充てられて、そして、この国土交通委員会
でも、今日も森友の集中的一般質疑というよう
な位置付けだと思えます。このように時間を割い
ておりますし、やはりその背景には国民の関心も非
常にまだまだ高いということがあるかと思いま
す。

まずは、この森友問題については、まだまだそ
の原因究明が必要だという国民の皆様の声もあり
ますので、しっかりと、安倍総理がおっしゃるよ
うに、うみを出し切ってもらいたいと思いま
すし、早くこれはもうすっきりさせたいというのが
国会議員、また国民の本音だというふうにも思
っております。

まずは原因究明でありますけれども、今を生
きる私たちが原因究明でありますけれども、それ
と同時に、私が思いますには、将来の国民に對し
てしっかりと、やはりこの二〇一七年、二〇一八年に
国会でこれだけの時間を割いて議論をした、また
追及がなされた、そしてそれに対して行政がどう
いう態度を取ったのか、どうい問題があったの
かということ、これを将来の国民が検証できるように
やほりしっかりと公文書として残すべきであろ
うと思っております。今を生きる私たちがどう判断
するかということとはまた別に、将来の国民に
對して材料を残すというのがやはり公文書の位置
付けではないかと思っております。

そういう意味で、森友学園の問題は、これ、公
文書、行政文書的にはメーンは財務省だと思いま
すけれども、国土交通省に記録されている文書に
ついては、どのような扱いをするのか。私は、これ
はできる限り、過程の文書も、メモのようなもの
も含めて、できる限り将来の国民に残すべきだと

いうふうに思っておりますので、しっかりと検討
していただきたいと思えます。

それでは、次のテーマに移ります。
太平洋島嶼国に対する支援について伺いたい
と思えます。

五月の十八日から十九日にかけて、福島県いわ
き市におきまして、太平洋・島サミット、第八回
目が行われました。今回のサミットの成果、そし
てまた、これまでと異なる点について、今日、外
務省にお越しただいていますので、外務省から
お願いいたします。

○政府参考人(鯉博行君) ただいま御紹介いた
だきましたとおり、五月十八日から十九日にか
けて、福島県いわき市において、第八回太平洋
・島サミットを開催いたしました。

今次サミットでは、自由で開かれたインド太平
洋戦略の基本的な理念が各国に共有されたと
ともに、同戦略の下で我が国が太平洋地域への関与を
強化していくことにつき、各国から歓迎の意が表
されました。

また、気候変動、防災等の従来の課題に加え、
新たに海上法執行分野の能力構築支援等、海洋に
関する協力を推進していくことで一致し、日本漁
船の地域における安定的な操業の重要性について
も確認することができました。

さらに、国際場裏における協力に関しても議論
を行い、北朝鮮問題に関する文言が初めて首脳宣
言に盛り込まれました。また、我が国の国連安全
保障理事会常任理事国入りについても、各国から
改めて支持が表明されました。

最後に、我が国として、太平洋島嶼国に対し、
これまでの実績も踏まえながら、従来同様のしつ
かりとした開発協力を実施していくことを約束す
るとともに、今後三年間で五千人以上の人的交
流、人材育成の協力を行っていくことを表明いた
しました。

○行田邦子君 太平洋島嶼国、一つ一つの国は人
口が数万から十数万という規模でありますし、ま
た経済規模的にも日本のGDPと比べるとかなり

小規模である国でありますけれども、ただ、この
大洋州地域は、日本とそれから太平洋を共有する
地域でありますし、また、そこには広大な排他的
経済水域がありまして、そしてそこには天然資源
が眠っている。また、エネルギー資源等の海上輸
送ルートともなっております。それがゆえに、我
が国にとつては非常に戦略的重要性が高いとい
うふうに思っております。

そしてまた、太平洋島嶼国は、今回の島サミ
ットにおいても、例えば日本の国連安保理常任理事
国入りへの支持を改めて表明するなど、こうした
日本とは友好関係にある、また更に友好関係にな
る可能性の高い国々であります。国際社会におけ
る重要なパートナーであると考えております。こ
うした太平洋島嶼国との関係を更に友好的で強固
なものとするためには、やはり経済的なつながり
ということ強化することが重要とも考えており
ます。

そこで、続いて外務省に伺いたいと思うん
ですけれども、この大洋州地域に対する日本のODA
実績なんですけれども、見てみますと、これはO
ECDの開発援助委員会のメンバーですね、です
ので中国は入っていないんですけれども、この中
では日本は第四位ということなんです。第一位は、こ
れは歴史的なまた地理的な背景があつてオースト
ラリアということでありまして。二位はニュージー
ランド、三位が米国、四位が日本ということであ
りますけれども、この統計データにはないんです
けれども、近年では中国が積極的にかういった太
平洋島嶼国に対して経済支援の猛勢を掛けてい
るとも聞いております。

そしてまた、それだけじゃなくて、そのライバ
ル関係にあると言っているんでしょうか、台湾も
かなりの経済支援を行っておりますし、韓国、そ
してまたロシア、インドといった国も関心を抱い
ているということでありまして、また、最近にお
きましては北朝鮮も接触を図っているということ
も聞いております。
太平洋島嶼国に対するODAを戦略的に日本も

増やすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(牛尾滋君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、太平洋島嶼国地域は、我が国と歴史的なつながりも深く、国際場裏での協力や各種天然資源の供給において重要なパートナーでございまして、さらに海上輸送の要となる地域だと認識しております。したがって、戦略的な重要性も高いと、こういう認識でございします。

我が国は、太平洋島嶼国の特性、先生から御指摘あったとおり、経済が小規模で領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいこと、島嶼国に共通の課題を抱えているということを踏まえて、太平洋・島サミットプロセスを活用して、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光等の分野における支援を実施しております。これを通じて太平洋島嶼国の自立的、持続的な発展を後押ししているということでございます。

さらに、第八回太平洋・島サミットにおいては、これまでの実績を踏まえながら、今後三年間で従来同様のしつかりとした開発協力を実施することを約束するとともに、成長と繁栄の基盤は人づくりであるとの考えに基づいて、今後三年間で五千人以上の人的育成、交流の協力を行っていくことを表明したと。

あともう一つは、自由で開かれた持続可能な海洋という中心に据えて協力するというところにいたしまして、五千人以上の人材育成、交流を行っていくことを表明したところでございます。

今後とも、太平洋島嶼国の声にしつかりと耳を傾けながら、自由で開かれたインド太平洋戦略に基づいて、ODAも活用しつつ、地域の平和と繁栄に向けて日本の強みを生かした協力を進め、太平洋島嶼国とのパートナーシップを一層強化していく考えでございます。

○行田邦子君 海に関する、海上保安に関するこのODAだけではなくて、やはり様々な島

嶼国のインフラ整備など、海以外のことでも日本がODAで協力できることたくさんあると思いますので、日本政府としても、しつかりとODAを強化するというのを戦略的に行って、また検討していただきたいと思っております。

そういう中で、太平洋島嶼国と日本との友好関係を築いていくために、海上保安庁としても重要な役割があるかと思っております。

そこで伺いたいと思っておりますけれども、海上保安庁は、アジアの様々な国々から海上保安の技術指導が欲しいという支援要請を受けておまして、近年それが増加しているということでありまして、こうした状況を受けておまして、昨年の十月に海上保安庁モバイルコーポレーションチームというのを発足させたというふうにお聞きをしております。

まず、そのモバイルコーポレーションチームの概要についてお聞かせいただきたいと思っております。そしてまた、こうしたチームを発足させたわけでありまして、これを太平洋島嶼国にも派遣をしてもよいのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(中島敏君) お答えいたします。

海上保安庁では、太平洋島嶼国に對しまして、これまでにJICAの枠組みを通じて職員を派遣するなどして技術指導等を行い、海上保安分野の能力向上に取り組んでまいりました。

委員御指摘の海上保安庁モバイルコーポレーションチーム、これは、近年の外国海上保安機関からの技術指導等に関する支援要請の増加に對しまして的確に対応することを目的として、昨年の十月に発足した能力向上支援の専従部門であります。この部門によりまして、これまでの能力向上支援の実績やノウハウを体系的に整理をすることにも、効果的な指導手法を用いまして専従的な能力向上支援を実施することにより、当庁の支援内容の向上を図ることといたしております。

昨年度は、六か国延べ十一名の同チーム職員を東南アジア諸国などへ派遣をしており、本年は、東南アジア諸国のほか、太平洋島嶼国のパラオへの派遣をまずは計画をしております。

○行田邦子君 今年度はパラオに派遣を予定しているということでありまして、是非よろしくお願いいたします。

そして、続いて質問、もう一問させていただきたいと思っておりますけれども、今これはモバイルコーポレーションチームの派遣ということでありまして、派遣による海上保安の技術指導ということでありまして、逆に、人材育成ということと、受け入れるということも必要かと思っております。

海上保安能力の向上支援として人材育成への協力が有効と考えますけれども、海上保安庁としての取組を伺いたいと思っております。

○政府参考人(中島敏君) お答えいたします。

外国海上保安機関の人材育成に協力し、海上保安能力の向上を支援するということは、自由で開かれ安定した海洋の維持発展を図る上で重要であると考えております。

海上保安庁では、JICAの枠組みなどにより、これまで太平洋島嶼国の海上保安機関等の職員約九十名を日本に招聘をし海上保安に係る研修を実施をしており、外務省を始めとした関係機関と連携をしつつ、このような取組をしつかり継続してまいりたいというふうにご考えております。

○行田邦子君 太平洋島嶼国との関係を築く、更に有効なものにしていくために、海上保安庁の役割というのは非常に重要だということに思っております。

今、海上保安庁、尖閣周辺の第十一管区で大変に人員を増強しなければいけないような状況でもありますし、また昨年は北海道の松前小島にも北朝鮮の船が漂着したりといったことがあったり、また大和堆での違法操業といったこともありまして、本当にこの広大な我が国の管轄海域をしつかりと守っていくという意味で大変に任務も増えていくかと思っておりますけれども、そういう中でありますけれども、やはり外交戦略的にも太平洋島嶼国に対する技術的な支援など、海上保安庁としてもしつかりと行っていたことをお願いを申し上げます。

し上げてまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○平山佐知子君 国民の声の平山佐知子です。

先週、森友学園との交渉記録が国会に提出されて、今日も午前中から様々な議論が行われたわけですが、今回の資料を見ても、例えば不動産鑑定士とのやり取りはなく、値引きの根拠となつた撤去費用の算定経緯を示す内容も見当たらないということで、結局、なぜ八億円が値引きされたのか、八億円余りですね、が値引きをされたのか、結局さっぱり分からなかったというのが正直なところでございます。

ただし、ここでそのやり取りを質問してもまた堂々巡りとなってしまいますので、ここではその森友問題を受けて、地元に戻ったときに様々な建設業者の方々との話題になったとき御意見もいただきたかったので、それを基に幾つか質問をさせていただきます。

この八億円余りの値引きというのは、国有地の地下からごみが見付かって、その処分費用を大阪航空局が算定して出されたものだということに認識をしておりますけれども、例えば、これ一般的にということですが、公共工事のため、無電柱化、それから下水道などの整備のために道路を掘削してそこからごみが出た場合、行政としてはどのような手だてをしてくれるのか、まず伺いたいと思っております。

○政府参考人(五道仁実君) お答え申し上げます。

国土交通省が行う河川や道路などの直轄工事においては、土木工事標準積算基準書に基づき予定価格を設定しております。

委員御指摘のごみなどの処分費については、種類や数量等の条件を明示した上で所要額を計上しております。また、工事を行う中で、当初設定したごみなどの種類や数量等が実際の工事現場の状況と一致しない場合は、現場の状況を踏まえ、適切に設計変更を行い、これに伴って必要となる請負代金の額等を変更することとしております。

国土交通省といたしましては、引き続き公共工事品確法に基づき、予定価格の適正な設定と適切な設計変更に努めてまいります。

○平山佐知子君 現場でお話を伺ったところ、やはり実際の現場では、例えば掘削した堀山のところにはコンクリート片が出てくるというのは度々あるということをおっしゃっていました。大量に出現して工事そのものが成り立たなくなってしまうような場合では、確かにその処分費用、工事費に上乗せをしていくということなのですが、例えば多少のゴミですとか埋設物の場合、これ提出写真にうまく写らないようにちよつと工夫してくださいとか、ひどい場合はそこは企業努力で何とかしてよというのが実際の現場ではあって、業者側が処分費用を賄うといったことも実際あるそうなんです。

公共事業で生計を立てている業者からしたら、行政は神様のようなお客様であって、正論であってもなかなかこれ言えないということが現実あると思うんです。片や八億円余りの値引き、実際には手に入れたも同然ですから、片や八億円をもらう側、それから一方で、微々たる利益から企業努力で処分費を捻出するということが、これ幾ら何でも不公平じゃないかというふうに思うんですが、そこで、これは質問というよりお願いにも近いものになります。国交省、地方公共団体においても公共工事の際、例えば先ほど申し上げたような企業努力でなんという言い方で業者に産廃処分をさせたり無理な工事をさせることのないよう、是非指導徹底していただきたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石井啓一君) 公共工事品質確保法や公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針におきまして、公共工事の発注者は予定価格を適正に設定をすること、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を行うこととされて

おります。

国土交通省といたしましては、これらに基づきまして、地方公共団体に対しましては適切に設計変更や請負代金の変更等を行うよう、総務省と連名で要請を行っているところであります。この結果、設計変更手続の円滑な実施を目的としまして、設計変更事務の運用に関するガイドライン等を策定しております。地方公共団体は近年増加をしております。

国土交通省といたしましては、引き続き、比較的取組が遅れております市区町村を中心に、地方公共団体において適切に設計変更等が行われるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。現場でこうした声があるということをお伝えして、また、そのように弱い立場の人が不当な扱いを受けないようにまた現場目線で進めていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。日本は、三百六十度海に囲まれた島国でございますので、時には海の恩恵をあずかり、時には自然の猛威にさらされたり、海とともに生きてきたと言っても過言ではないというふうに思います。そこで、港湾の整備などについて伺っています。

国内の港湾数ですけれども、平成三十年四月現在で、国際戦略港湾が五つ、国際拠点港湾が十八、重要港湾が百一、地方港湾八百八の合わせて九百三十三となっております。

今述べた四つの港湾のそれぞれの違い、位置付けなどをまずは簡単に教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(菊地身智雄君) お答えいたします。

港湾の種類につきましては、港湾法第二条第二項に規定をされております。

具体的に申し上げますと、国際戦略港湾とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨

物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾で政令で定めるものをいい、東京、川崎、横浜、大阪、神戸の五港が指定をされております。

また、国際拠点港湾とは、国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾で政令で定めるものをいい、清水港を始め十八港が指定をされております。

重要港湾とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾でありまして、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、百二港が指定をされております。

地方港湾とは、これら国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいいます。数としては、現在、委員がおっしゃられたとおりでございます。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

そうした公共の港湾施設ですが、先日の質疑でも指摘をさせていただいた橋梁などと同じく、建設後五十年以上を経過する岸壁が今後飛躍的に増加をするということが分かっております。老朽化した施設が急激に増加する一方で、港湾管理者である地方公共団体等の維持管理や更新、そして修繕に充てる財源にはこれ残念ながら限りがあるというところで、港湾内の堤防などいわゆる海岸保全施設ですが、昭和三十四年の伊勢湾台風等による大規模な高潮被害などを契機として整備されたため、海岸堤防等のうち築後五十年以上を経過した施設は、築年数不明を含めて、平成二十七年のおよそ四割から、二十年後には七割に急増するというふう言われています。また、東日本大震災から、被災地を中心に各地で津波対策として大規模な防潮堤整備が行われています。

国交省として、そのような港湾施設や海岸保全施設の維持管理又はその支援にはどのような取組を行っているのか、お答えいただけますでしょうか。

か。

○政府参考人(菊地身智雄君) お答えいたします。

港湾施設や海岸保全施設は、基本的に地方自治体において維持管理が行われております。維持管理に当たりましては、点検、補修の時期及び方法等を定めた維持管理計画を定め、同計画に基づき、計画的かつ適切に行うこととなっております。

国土交通省では、維持管理計画の策定や点検を適切に行うため、統一的な基準やマニュアルの策定を順次進めてきたところでございます。また、老朽化対策といたしまして、港湾施設の予防保全事業を実施しているほか、地方自治体に対しまして防災・安全交付金による財政的支援を行うとともに、公共施設等適正管理推進事業債の活用を促進をしております。そのほか、地方自治体等の職員を対象といたしまして、維持管理研修の実施や、各地方整備局に設置しております維持管理に関する相談窓口を通じた技術的支援を実施をしております。

国土交通省といたしましては、港湾施設や海岸保全施設の老朽化対策について計画的かつ適切な維持管理が行われるよう、引き続き管理者である地方自治体を支援してまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 この景観の問題とまた安全の問題、両立というのはなかなか難しいところもあるのかもしれませんが、しっかりと整備をまた進めていただきたいというふうに思います。

この港湾などにおけるまちづくり、それから観光振興を調べていたところ、国交省のホームページで、みなとオアシスというところを見付けました。これ、私、以前アナウンサー時代に沼津のみなどオアシスに関連した取材をしたことがありまして、大変印象に残っているんですが、これは地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進するため平成十五年に設立された制度で、現在、全国で百

九か所が登録され、先ほども申し上げましたが、私の地元では、静岡県では沼津、大井川、御前崎の三つの港が登録されています。

このみなとオアシスの概要と国交省としてのどのような支援をしているのか、答えていただけますでしょうか。

○政府参考人(菊地身智雄君) お答えをいたします。

国土交通省におきましては、港を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設をみなとオアシスとして登録をしております。みなとオアシスは、交流、休憩、情報提供、災害時の支援、物販や飲食等を提供する施設から構成をされております。

国土交通省の支援内容としては、社会資本整備総合交付金におきまして、みなとオアシスの拠点機能の強化を図る緑地等の整備に對しまして重点的な予算配分を実施をしております。このほかにも、急増するインバウンド需要に對しまして、無料WiFiや洋式トイレ等の整備に對しまして財政的支援を行っているところでございます。

また、みなとオアシス全国協議会やみなとオアシスSea級グルメ全国大会などの全国的な取組、あるいは、地方ブロックごとの連絡協議会におきまして、お互いの活動に関する意見交換あるいは成功事例の共有を行うなど、幅広い連携が図られるよう取組を支援しているところでございます。

国土交通省といたしましては、引き続き、みなとオアシスの連携強化や広報などを支援いたしまして、にぎわいの創出、地域との触れ合いによる文化交流など、地方創生につなげてまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 その地域のみならず、やはり横の連携もしっかり取っているというのはすばらしいなというふうに思います。

静岡県内の三つの施設では、その港に水揚げ

される海産物の朝市ですとか直売所、それからレストラン、水族館や歴史的景勝地もあって、週末を中心に大変なにぎわいを見せています。

その中で、焼津市の大井川港では、去年九月下旬に釣り大会、実施をしまして、大変好評だったということも伺っております。港湾は、原則的に船舶が寄港する岸壁では釣り目的の利用が禁止されており、全国に釣り施設のある港湾は五十か所にとどまっております。

先日、こどもも申し上げたんですけれども、清水港の客船誘致委員会の取組でも御紹介させていただきましたが、外国人旅行者の多くはこの体験型の様々な観光を楽しみにされていまして、清水港客船誘致委員会では、例えば地引き網を体験して、漁をするだけじゃなくて、それをさばいて、そして調理して味わうまで、そういう体験型のものも計画をしているというお話もさせていただきました。また、国土交通省は、観光分野での港湾の利用促進に向けて、港湾の釣り施設の活用ですとか、防波堤を新たな釣り施設として一般開放することの検討を進めるといふふうにも伺っております。

このような港湾における釣り施設の活用について、今後、具体的にどのような取組を行うのか。保安上、全ての岸壁を釣り人に開放することは難しいのかもしれませんが、そのほかの港湾でもそのような活用を展開していくのかどうか、大臣に伺います。

○国務大臣(石井啓一君) 釣りは人気のあるレジャーの一つでもありますし、観光振興の観点からその振興は重要でありますので、国土交通省としては、安全性が十分確保されることを前提として、港湾における釣り施設や既存の防波堤の利活用を進めているところであります。

現在、全国の五十の港、六十六の施設で釣り施設が供用されておまして、そのうち十二の港、十二の施設については防波堤が釣り施設として一般開放されております。今年度は、既存の港湾施設を活用した日本の釣り文化の振興の一環といった

しまして、港湾管理者と関係団体が連携をいたしまして、全国三十五の港において釣り体験教室や放流事業などのイベントが開催されるとともに、青森港と秋田港では防波堤を新たな釣り施設として一般開放するための検討を進めることとしております。

国土交通省といたしましては、更なる釣り利用の促進に向けて、今後、訪日クルーズ旅客の釣り参加、みなとオアシス協議会や、魚を食べることの普及の取組との連携も視野に入つつ、積極的に対応してまいりたいと考えています。

○平山佐知子君 様々な事例を出していただきましたが、静岡県の熱海港では車椅子の方でも利用できる釣り公園が整備をされまして、例えば、そこで釣れた魚なんですけれども、近隣のおすし屋さんとかお店に持っていけば、たとえどんな小さな魚でも調理をして味わわせてもらえるという大変素晴らしい取組も企画されているということでございます。

こういった取組が全国に広がっていけば、外国人旅行者はもちろんのこと、国内旅行者、それから車椅子の利用者でもどなたでもこの体験型の観光を満喫することができて、地域振興にもこれはつながっていくというふうに思っておりますので、是非、国交省、観光庁としても強力なバックアップもまたお願いしたいと思います。

それでは、釣りと観光に関してもう一つお伺いをさせていただきます。

原則的に、先ほども申し上げましたが、船舶が寄港する岸壁では釣り目的の利用が禁止されています。しかし、大阪府や兵庫県などでは、いわゆる釣り公園でなくても沖に設置された防波堤に渡し船があつて釣りを楽しむことができるということなんです。静岡県ではそのようなところはあると見かけておられます。

みなとオアシスに登録されている御前崎港などには沖に多くの防波堤がありまして、これらを釣り客に開放すれば地域振興につながるといふふうに考えているんですが、そういうことはできるのかどうか。

当然、安全第一でなければならぬということとは十分理解はできるんですが、様々なクリアしなければ、問題、課題もあるかもしれませんが、防災のために整備されたインフラを観光振興で使えんというのであれば地元の理解も得やすいと思うんですが、その辺り、いかがでしょうか。

○副大臣(あきもと司君) お答えします。

御前崎港は、遊漁船などによる釣りが盛んな場所であると考えております。現時点では釣り利用に向けた防波堤等の一般開放の具体的な要望はいただいております。そのニーズがあれば、一般開放は地域振興に資するものと考えております。防波堤等の一般開放の可否につきましては港湾管理者の判断となりますが、国土交通省ではガイドラインを策定しておりますので、このガイドラインでは、港湾施設本来の用途や目的を阻害しないことを前提として、釣り客の今おっしゃられた安全対策、そしてまた関係者の合意形成の場の設置など、釣り利用を検討する際に留意する事項や手順をまとめております。

御前崎港につきましては、まずは地元関係者や港湾関係者において、本ガイドラインなどを参考にしていたいただきながら協議いただいた上で、国交省としても必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

安全第一で、あるものを利用して地域振興に結び付けられたいことだなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○野田国義君 野田国義でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、今、行田委員からも話ございましたけれども、公文書のことを本場に、私も市長経験者として、地方でもちゃんと公文書管理やっていたつもりですけれども、国の方で次から次に隠蔽、改ざんということが明らかにできてきたということ、非常にこれは地方の方まで影響しないんだろ

うかと、そういうような思いを持っているところ
でございます。まさしく今、行政に対する国民の
不信が高まり、本当に信頼がなくなってきたと
言っても過言ではなからうかと思っております。

私も、当時のことを思い出しますと、個人名の
ほか、プライバシーのほかはもう全部出せと、
そういうことを指示しながら情報公開していた
ことを思い出しているんですけども、逆に隠
蔽、改ざんまでやってしまうというのはどうい
うことかなというのを思っておるところでござい
まして、是非とも猛省をしていただきたいと思
いますし、何か、午前中ですか、麻生大臣が、悪質
ではないと、今回の改ざんですか。これもまたゆ
ゆしき発言じゃなからうかと思っておりますけ
れども、白を黒と言ったんじゃないんだと。そう
いう問題じゃないと私はこの改ざんの問題、隠蔽
の問題は思いますが、いかがでしょうか。

そして、この中身を見てみますと、例えば総理
夫人とか政治家の名前など、ちゃんと肝腎なこ
ろをいわゆる改ざんされているわけでありま
すから、全然、悪質じゃないと、悪質ですよ、こ
れは。私はそのように思うところであります。

そして、もう一つは、いわゆる政治のリーダ
ーシップ、このところをひとつ大臣あるいは安
倍総理、是非とも取っていただきたいと思っ
ております。

これは誰の言葉か御存じでしょうか。やれ、責
任はわしが取る、恐らく御承知だと思いま
すけれども、田中角栄先生の言葉です。やれ、責任は
わしが取る、このことが私もリーダーにとつて最も
必要なことだとずっと思いがらやっております
けれども。

そういう中であって、これだけのことが出てき
て、誰も政治家が責任を取らないということ。長
たる者は、あるいはリーダーというものは責任を
取るためにいるんだと、そういうことを私は数多
く学んできました。しかしながら、誰も政治
家が責任取らない、リーダーが責任を取らない、

こういうことではないでしょうか。

日曜日の夜、私の町の一番中山間地、集落で
ございますけれども、そこに呼ばれて、国政報告
県政報告していいからということで行ってまい
りましたけれども、私、この森友、加計問題じゃ
ないと思つたんですね。恐らく地方のいろいろな
道路とか河川とか、あるいは中山間地ですから防
災の問題が一番出てくるのかなと思つておりま
した。いやいや、この加計、森友の問題の話ば
かりなんです。結局は、何とかならんとねと、そ
ういうことをその中山間地の、本当、一番のそ
この町では田舎でございましてけれども、そうい
う方々でも異常な関心を持って、そしてまた行政
に対する、政治に対する不信を持つてあるとい
うことです。

もう一人ちょっと紹介をいたしますと、恐らく
自民党の議員の方々はそうだと思いますが、ある
自民党の議員の秘書が、何で安倍さんのことで
げん謝らんと、おらは謝らばいいみたいなことを
聞きました。恐らく本音じゃなからうかと思
うんですね。

ですからこそ、早くこれを私も解決していかな
くちゃいけないと思つたので、是非とも、やっ
ぱり安倍総理夫人、あるいは谷さんですか、今一
等書記官ですか、イタリあの。それから加計理事
長、そういう方々を呼んでしっかりとただしてい
くということが本当にうみを出し切るということ
につながるのじゃなからうか、そういうことを
先に述べさせていただきたいと思つた。

それで、まず、まさしくこの公文書改ざんは、
隠蔽、誰が何のため、誰のため、誰の指示で行
ったか、二十三日からまた疑念が更に深まったこ
ろでございまして。

そこで、私は、大阪航空局ですか、先ほどか
ら、午前中からありますけれども、六億七千万が
八億二千万に値引きがなつたということでござ
いますけれども、その根拠となるデータの部分、報
告書、二〇一〇年の分があるんですけれども、新
たに見付かった埋設ごみのいわゆる混入率の根拠

を示す数字でございしますが、〇・四七一ですか、
原本になつたとすると、それが新たに見付かつた
埋設ごみの混入率の根拠を示す原本になつたとす
ると、国交省が示したデータは、新たな埋設ごみ
ではなくて二〇一〇年の時点で存在が分かつてい
た埋設ごみのデータという、いわゆるこれは中道
組ですか、一億三千七百七十六万で撤去している
のですよね。

私、ここに国交省が出した資料を持っております
けれども、それと前の原本ですか、比べてみる
と、もうほとんど、数字が〇・一とか〇・二と
か、大きいので〇・四まで差がありますけど、結
果的にはこの混入率の平均は四七・一％になる
ということなんですけれども、このところはまだ
しくこの改ざんされたデータということではない
かと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(堀名邦晴君) 申し訳ありません、
ちよつと通告をいただいていたものですが、
直接、先生が今お示しになったものがどうい
うことなのかあれなんですけれども。

混入率の算定に当たりましては、まずは、本件
のどの範囲の、ごみがある範囲として設定する必
要があるかということで、本件を見積りにおきま
しては、売買契約において売主の責任が一切免除
されるの特約を付すことを前提に、その実効性
を担保するために、本件土地の総面積の六〇％で
あります五千九百九十平方メートルを、ごみがある
範囲というふうにして、まず、ごみがある範囲とい
うのを設定をいたしております。

その上で、平成二十二年の地下構造物状況調査
により廃材等が確認された部分、あるいはくい掘
削工事が行われて深さ九・九メートルまでの廃材
等が存在すると思われる校舎建設部分、それか
ら、工事関係者が試験を行つて職員が現地確認を
行つた結果として試験場所周辺に廃材等を多量に
含む土砂が積み上げられていることを確認した部
分、昭和四十年代初頭まで池、沼であった本件土
地の部分といったことに基づいて、ごみがある面
積を先ほど申した六〇％分に当たります五千九百

十平方メートルと設定した上で、平成二十二年の
地下構造物調査の状況においてごみがあるとされ
た二十八か所の平均値によりまして、四七・一％
というふうな設定をしたということでございま
す。

○野田国義君 いやいや、ですから、今申し上げ
ましたように、二〇一〇年のデータ、中道組に
払つたときのこの混入率と今回のものが、偶然か
どうか知りませんが一致するわけですね。一致
するんでしょ。一致する計算になつてはいるはず
なんです。じゃ、大臣の方に。

○国務大臣(石井啓二君) 通告がございませんで
したので手元に資料がございせんので、記憶の
限りでお話をさせていただきたいと思つたが、
二〇一〇年、平成二十二年、当該土地につきま
して地下埋設物調査を行いました。そのときの調査
というの、原則三メートルまでの調査でありま
す。そのときの調査でも幾つも試験をやりました
けれども、三メートル以下にごみがあるというこ
ころも何か所もあったのですが、基本的には三
メートルまでしか掘つておりません。幾つか試験
をしまして、ごみがあつたところの混入率の平均
が四七・一％ということでした。

今回の平成二十八年に行いましたその地下埋設
物の見積りに当たりましては、その平成二十二年
にやつたときの調査と新たに森友側から新たな埋
設物が出てきたということも含めまして、改めて
どこまでごみがあるのかということも算定した上
で、ごみがあるところの範囲についてはその
平成二十二年の調査のごみの混入率四七・一％
を採用して試算をしていると、計算をしていると
いうことであります。

○野田国義君 いやいや、ですから、これ、前の
データをそのまま写したような形になつていない
かということをおっしゃっているんですけども、局
長、いかがですか、大臣の答弁。
○政府参考人(堀名邦晴君) 済みません、ちよつ
と、御通告いただければもう少し整理できるん
ですが。前のデータと先生がおっしゃっているのが

○委員長（長浜博行君）所有者不明土地の利用の

円滑化等に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石井国土交通大臣。

○国務大臣(石井啓一君) たいだいま議題となりました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、公共事業用地の取得等の面で、所有者の探索に膨大な労力を求められるという問題に直面しております。このため、所有者不明土地の利用の円滑化に向けた施策を総合的に講じる必要があります。

このような趣旨から、この度の法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、反対する所有者がおらず、建築物がなく現に利用されていない所有者不明土地について、公共事業における収用手続の合理化、円滑化を行うとともに、公園や広場等の地域住民のための公共的事業に一定期間の使用権を設定する制度を創設することとしております。

第二に、土地所有者の探索の合理化を図るため、探索のために必要な公的情報について、行政機関等の利用を可能とする制度を創設いたします。また、長期間にわたり相続登記等がされていない土地について、登記官が、登記名義人となり得る者について探索した上で、その結果等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設することとしております。

第三に、所有者不明土地の適切な管理を図るため、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求することが可能となる措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(長浜博行君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(長浜博行君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(長浜博行君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(長浜博行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条・第五條)

第三章 所有者不明土地の利用の円滑化のため

の特別の措置

第一節 地域福祉増進事業の実施のための措置

第一款 地域福祉増進事業の実施の準備(第六條・第九條)

第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用(第十條・第二十六條)

第二節 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例

第一款 収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例(第二十七條・第三十六條)

第二款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例(第三十七條)

第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例(第三十八條)

第四節 土地の所有者の効率的な探索のための特別の措置

第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供(第三十九條)

第二節 特定登記完了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例(第四十條)

第五章 雑則(第四十一條・第四十八條)

第六章 罰則(第四十九條・第五十一條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効率的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福祉増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

る。

(定義)

第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物(物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの(以下「簡易建築物」という。)を除く。)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。

3 この法律において「地域福祉増進事業」とは、次に掲げる事業であつて、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路、駐車場法(昭和三十三年法律第六十六号)による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館(同法第四十二條に規定する公民館に類似する施設を含む。)又は図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館(同法第二十九條に規定する図書館と同種の施設を含む。)の整備に関する事業

四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業

五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業

六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業

七 住宅(被災者の居住の用に供するものに限る)の整備に関する事業

る。の整備に関する事業であつて、災害(発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの

八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であつて、次に掲げる区域内において行われるもの

イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域

ロ その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域

九 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三各号に掲げるもののうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業

4 この法律において「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等(相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。以下同じ。)がされていない土地であつて、土地収用法第三各号に掲げるものに関する事業(第二十七条第一項及び第三十九条第一項において「収用適格事業」という。)を実施しようとする区域の適切な選定その他の公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索(以下「所有者不明土地の利用の円滑化

等」という。)に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等の意義及び基本的な方向

二 所有者不明土地の利用の円滑化等のための施策に関する基本的な事項

三 特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業に関する基本的な事項

四 特定登記未了土地の相続登記等の促進に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する重要事項

3 国土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣及び法務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(国の責務)

第四条 国は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置

第一節 地域福利増進事業の実施のための措置

第一款 地域福利増進事業の実施の準備

(特定所有者不明土地への立入り等)

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八條第一項において同じ。)又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

(障害物の伐採等)

第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物(以下「障害物」という。)の伐採又は除去(以下「伐採等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等を行うことができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えようとするときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者(所有者で知れているものをいう。以下同じ。)に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物の伐採等を行うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、伐採等を行うとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等を行う

とする日の三日前までに当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等を行うとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等を行うことができる。この場合において、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第八条 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書(国及び地方公共団体以外の者にあつては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等を行うとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第九条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、第六条又は第七条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請する

ことができる。

第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用

(裁定申請)

第十条 地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、当該事業を実施する区域(以下「事業区域」という。)内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権(以下「土地使用権」という。)

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。)の所有権(次項第七号において「物件所有権」という。又はその使用権(同項第八号において「物件使用権」という。)

前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種類(第二條第三項各号に掲げる事業の別をいう。)

三 事業区域

四 裁定申請をする理由

五 土地使用権の目的となる特定所有者不明土地(以下この款(次條第一項第二号を除く。))において単に「特定所有者不明土地」という。)の所在、地番、地目及び地積

六 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

七 土地使用権等の始期(物件所有権にあつて

は、その取得の時期。以下同じ。)

八 土地等使用権(土地使用権又は物件使用権をいう。以下同じ。)の存続期間
前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 事業により整備する施設の種別、位置、規模、構造及び利用条件

ロ 事業区域

ハ 事業区域内にある土地で特定所有者不明土地以外のもの及び当該土地にある物件に関する所有権その他の権利の取得に関する計画(次條第一項第五号において「権利取得計画」という。)

ニ 資金計画

ホ 土地等使用権の存続期間の満了後に特定所有者不明土地を原状に回復するための措置の内容

ヘ その他国土交通省令で定める事項

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書
イ 特定所有者不明土地の面積(特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあつては、当該一団の土地の全部の面積を含む。)

ロ 特定所有者不明土地にある所有者不明物件の種別及び数量

ハ 特定所有者不明土地等(特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件をいう。以下この款において同じ。)の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地等の確知権利者(土地又は当該土地にある物件に關し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次條第五項及び第十七條第一項において同じ。)の全部の氏名又は名称及び住所並びに

その権利の種類及び内容

ホ 土地等使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等(特定所有者不明土地等に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下この款において同じ。)が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

三 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書

四 事業の実施に關して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類

又は当該行政機関の長の意見書

五 その他国土交通省令で定める書類

四 前項第三号及び第四号の意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付すること

を要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない。

五 事業者は、裁定申請をしようとするときは、当該裁定申請に係る事業の内容について、あらかじめ、協議会の開催その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公告及び縦覧)

第十一条 都道府県知事は、裁定申請があつたときは、当該裁定申請に係る事業が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを確認しなければならない。

一 事業が地域福利増進事業に該當し、かつ、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

二 土地使用権の目的となる土地が特定所有者不明土地に該當するものであること。

三 土地等使用権の存続期間が事業の実施のために必要な期間を超えないものであること。

四 事業により整備される施設の利用条件がそ

の公平かつ適正な利用を図る観点から適切なものであること。

五 権利取得計画及び資金計画が事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 土地等使用権の存続期間の満了後に第二号の土地を原状に回復するための措置が適正かつ確実に行われると見込まれるものであること。

七 事業者が事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。

八 その他基本方針に照らして適切なものであること。

二 都道府県知事は、前項の規定による確認をしようとするときは、あらかじめ、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図る見地からの関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三 都道府県知事は、第一項の規定による確認をしようとする場合において、前條第四項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、裁定申請に係る事業の実施について関係のある行政機関の長の意見を求めなければならない。

四 都道府県知事は、第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該當すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前條第二項の裁定申請書及びこれに添付された同條第三項各号に掲げる書類を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 裁定申請があつた旨

二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目
三 次のイ又はロに掲げる者は、縦覧期間内に、国土交通省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に当該イ又はロに定める事項を申し出るべき旨

イ 特定所有者不明土地又は当該特定所有者

不明土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者であつて、前条第二項の裁定申請書、同条第三項第一号の事業計画書又は同項第二号の補償金額見積書に記載された事項(裁定申請書にあつては、同条第二項第一号及び第六号に掲げる事項を除く。)について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由

口 特定所有者不明土地の所有者であつて、前条第三項第二号の補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの(イに掲げる者を除く。)

当該特定所有者不明土地の所有者である旨

四 その他国土交通省令で定める事項

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、裁定申請があつた旨を、前条第三項第二号の補償金額見積書に記載された特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者に通知しなければならない。

(裁定申請の却下)

第十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めるときは、当該裁定申請を却下しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第四項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、当該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該裁定申請をした事業者に通知しなければならない。

(裁定)

第十三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二

項の規定により裁定申請を却下する場合を除き、裁定申請をした事業者が土地使用权等取得することが当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地使用权等の取得についての裁定をしなければならない。

2 前項の裁定(以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」という。)においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

二 土地使用权等の始期

三 土地等使用权の存続期間

四 土地使用权等取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

3 裁定は、前項第一号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第三号の存続期間については裁定申請の範囲内かつ十年を限度としなければならない。同項第四号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。

4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。

5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べたため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁定の通知等)

第十四条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした事業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

(裁定の効果)

第十五条 裁定について前条の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、裁定申請をした事業者は、土地使用权等取得し、特定所有者不明土地等に関するその他の権利は、当該事業者による当該特定所有者不明土地等の使用のため必要な限度においてその行使を制限される。

(損失の補償)

第十六条 裁定申請をした事業者は、次項から第六項までに定めるところにより、土地使用权等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失を補償しなければならない。

2 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。

3 土地使用权等の取得の対価の額に相当する補償金の額は、近傍類似の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の額とする。

4 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、当該損失を補償しなければならない。

5 特定所有者不明土地の一部を使用することにより残地に通路、溝、垣その他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

6 前三項の規定による補償のほか、土地使用权等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(補償金の供託)

第十七条 裁定申請をした事業者は、裁定におい

て定められた土地使用权等の始期までに、当該裁定において定められた補償金を特定所有者不明土地所有者等で確知することができないもの(補償金の供託の対象となる特定所有者不明土地等の共有持分の割合が明らかでない場合にあっては、当該特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者を含む。)のために供託しなければならない。

2 前項の規定による補償金の供託は、当該特定所有者不明土地の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失効)

第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた土地使用权等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その時以後その効力を失う。

(土地等使用权の存続期間の延長)

第十九条 第十五条の規定により土地使用权等を取得した事業者(以下「使用权者」という。)は、第十三条第一項の裁定において定められた土地等使用权の存続期間(第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用权の存続期間が延長された場合にあつては、当該延長後の存続期間。第三項及び第二十四条において同じ。)を延長して使用权設定土地(第十五条の規定により取得された土地使用权の目的となつて土地をいう。以下同じ。)の全部又は一部を使用しようとするときは、当該存続期間の満了日の九月前日から六月前までの間に、当該使用权設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用权の存続期間の延長についての裁定を申請することができる。

2 第十条第一項及び第五項を除く。から第十二条までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二条 都道府県知事は、前条第四項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、当該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

第十条第二項	次に掲げる事項	第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項
第十条第二項第五号	土地使用権の目的となる特定所有者不明土地(以下この款(次条第二項第二号を除く。))において単に「特定所有者不明土地」という。)	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)
第十条第二項第六号並びに第三項第一号ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第十一号第四項第二号及び第三号	特定所有者不明土地	使用権設定土地
第十条第二項第八号	存続期間	存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間
第十条第三項第一号ホ及び第十一号第一項第六号	存続期間	延長後の存続期間
第十条第三項第二号ハからホまで及び第十一号第五項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等
第十条第三項第二号ハ	特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地	使用権設定土地又は当該使用権設定土地
第十条第三項第二号ホ	土地使用権等を取得する	土地等使用権の存続期間を延長する
第十一条第一項第二号	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等
第十一条第一項第三号	特定所有者不明土地	所有者不明土地
第十一条第四項	存続期間	存続期間を延長する期間
	六月間	三月間

3 都道府県知事は、前項において準用する第十二条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請を却下する場合を除き、同項の規定による裁定の申請をした使用権者が有する土地等使用権の存続期間を延長することが当該申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をしなければならない。

4 第十三条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十三条第二項	次に掲げる事項	第一号、第三号及び第四号に掲げる事項
第十三条第二項第一号	特定所有者不明土地	第十九条第一項に規定する使用権設定土地(その一部を使用しようとする場合にあつては、当該使用に係る土地の部分に限る。以下単に「使用権設定土地」という。)
第十三条第二項第三号	存続期間	存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間
第十三条第二項第四号並びに第十六条第一項及び第六項	土地使用権等を取得する	土地等使用権の存続期間を延長する
第十三条第二項第四号	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等(使用権設定土地等(使用権設定土地又は当該使用権設定土地にある第十条第一項第二号に規定する所有者不明物件をいう。以下同じ。))に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。)
第十三条第三項	存続期間	土地等使用権の存続期間を延長する期間
第十三条第五項、第十六条第四項及び第五項並びに第十七条第二項	特定所有者不明土地	使用権設定土地
第十四条、第十六条第一項及び第六項並びに第十七条第一項	特定所有者不明土地所有者等	使用権設定土地所有者等
第十五条	は、土地使用権等を取得し	が有する土地等使用権の存続期間は、延長され
第十五条及び第十七条第一項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等
第十六条第三項	土地使用権等の取得	土地等使用権の存続期間の延長
第十七条第一項及び前条	において定められた土地使用権等の始期	による延長前の土地等使用権の存続期間の満了の日

(標識の設置)

第二十條 使用権者は、国土交通省令で定めるところにより、使用権設定土地の区域内に、当該使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けなければならない。ただし、当該区域内に設けることが困難であるときは、事業区域内の見やすい場所にこれを設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を使用権者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(裁定に基づく地位の承継)

第二十一條 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の使用権者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、当該使用権者が実施する事業の全部を承継する法人に限る。)は、当該使用権者が有していた第十三条第一項の裁定(第十九条第三項の裁定を含む。以下この款において単に「裁定」という。)に基づく地位を承継する。

(権利の譲渡)

第二十二條 使用権者は、土地使用権等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該使用権者は、土地使用権等の全部を譲り渡そうとするときはその実施する事業の全部を、土地使用権等の一部を譲り渡そうとするときはその実施する事業のうち当該土地使用権等の一部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の承認に係る土地使用権等の全部又は一部を譲り受けた者は、使用権者が有していた裁定に基づく地位を承継する。
(裁定の取消し)

第二十三條 都道府県知事は、使用権者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁定(前条第一項の承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 実施する事業が第十一条第一項各号(第二号を除き、第十九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

三 正当な理由なく裁定申請(第十九条第一項の規定による裁定の申請を含む。)に係る事業計画に従つて事業を実施していないと認められるとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により裁定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 裁定は、前項の規定による公告があつた日以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

第二十四條 使用権者は、土地等使用権の存続期間が満了したとき又は前条第一項の規定により裁定が取り消されたときは、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならない。ただし、当該使用権設定土地を原状に回復しないことについてその確知所有者の全ての同意が得られたときは、この限りでない。

(原状回復命令等)

第二十五條 都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により使用権設定土地の原状回復を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復を命ずべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該原状回復を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した

者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該原状回復を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復を行わないときは、都道府県知事はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十六條 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、使用権者(裁定申請をしていないもの及び使用権者であつた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、使用権者の事務所、使用権設定土地その他の場所に立ち入り、その事業の状況若しくは事業に係る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節

特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例
第一款 収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

(裁定申請)

第二十七條 起業者(土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。以下同じ。)は、同法第二十条の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地(同法第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。)内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、同法第二十六条第一項の規定による告示があつた日(同法第三十一条の規定により収用又は使用の手続が保留されていた特定所有者不明土地にあつては、同法第三十四条の三の規定に

よる告示があつた日)から一年以内に、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする起業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種類

三 収用し、又は使用しようとする特定所有者不明土地(以下この款(次条第一項各号列記以外の部分及び第二十九条第一項を除く。)において単に「特定所有者不明土地」という。)の所在、地番、地目及び地積

四 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

五 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

六 特定所有者不明土地等(特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件をいう。次項第二号及び第三十一条第三項において同じ。)の引渡し又は当該物件の移転の期限(第三十二条第二項第三号において「特定所有者不明土地等の引渡し等の期限」という。)

七 特定所有者不明土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地収用法第四十条第一項第一号の事業計画書に記載すべき事項に相当するものとして国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書
イ 特定所有者不明土地の面積(特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあつては、当該一団の土地

の全部の面積を含む。

ロ 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量

ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地の確知関係人（土地収用法第八条第三項に規定する関係人（ホにおいて単に「関係人」という。）であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者）をいう。次条第二項において同じ。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

ホ 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。以下同じ。）が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

三 その他国土交通省令で定める書類（公告及び縦覧）

第二十八条 都道府県知事は、裁定申請があつた場合においては、起業者が収用し、又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当でないことを認めるときを除き、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書類を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

一 裁定申請があつた旨

二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目
三 次のイ又はロに掲げる者は、縦覧期間内に、国土交通省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に当該イ又はロに定める事項を申し出るべき旨

イ 特定所有者不明土地所有者等又は特定所有者不明土地の準関係人（土地収用法第四

十三条第二項に規定する準関係人をいう。）であつて、前条第二項の裁定申請書又は同条第三項第二号の補償金額見積書に記載された事項（裁定申請書にあつては、同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの、当該異議の内容及びその理由

ロ 特定所有者不明土地の所有者であつて、前条第三項第二号の補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（イに掲げる者を除く。）
当該特定所有者不明土地の所有者である旨

四 その他国土交通省令で定める事項

都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、裁定申請があつた旨を、前条第三項第二号の補償金額見積書に記載された特定所有者不明土地の確知所有者及び確知関係人に通知しなければならない。

（裁定申請の却下）

第二十九条 都道府県知事は、裁定申請があつた場合において、起業者が収用し、又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当でないことを認めるときは、当該裁定申請を却下しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、当該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該裁定申請をした起業者に通知しなければならない。

（裁定手続の開始の決定等）

第三十条 都道府県知事は、裁定申請があつた場

合においては、前条第一項又は第二項の規定により当該裁定申請を却下するときを除き、第二十八条第一項の縦覧期間の経過後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する登記所に、当該特定所有者不明土地及び当該特定所有者不明土地に関する権利について、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始の登記を嘱託しなければならない。

2 土地収用法第四十五条の三の規定は、前項の裁定手続の開始の登記について準用する。

3 第一項の規定による裁定手続の開始の決定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（土地収用法との調整）

第三十一条 裁定申請に係る特定所有者不明土地については土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請をすることができず、同項の規定による裁決の申請に係る特定所有者不明土地については裁定申請をすることができない。

2 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

3 裁定申請に係る特定所有者不明土地等については、土地収用法第三十六条第一項の規定にかかわらず、同項の土地調査及び物件調査を作成することを要しない。

4 裁定申請に係る特定所有者不明土地について、第二十八条第一項の規定による公告があるまでの間に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、当該裁定申請は、なかつたものとみなす。

5 裁定申請については第二十八条第一項の規定による公告があつたときは、当該裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第三十九条第二項の規定による請求をすることができない。

6 第二十九条第二項の規定により裁定申請が却下された場合における当該裁定申請に係る特定所有者不明土地についての土地収用法第二十九条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「一年以内」とあるのは、「特定期間（当該事業に係る特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）第二

条第二項に規定する特定所有者不明土地をいう。）について同法第二十七条第一項の規定による裁定の申請があつた日から同法第二十九条第二項の規定による処分に係る同法第三項の規定による通知があつた日までの期間をいう。）を除いて一年以内」とする。

（裁定）

第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。

一 裁定申請に係る事業が土地収用法第二十六条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。

二 裁定申請に係る事業計画が土地収用法第十八条第二項の規定により事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

2 前項の裁定（以下この款において単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限

四 特定所有者不明土地を使用する場合においては、その方法及び期間

五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

六 第三十五条第二項の規定による請求書又は要求書の提出があった場合においては、その採否の決定その他当該請求又は要求に係る損失の補償の方法に關し必要な事項

3 裁定は、前項第一号及び第四号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第五号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。

4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。

5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるときは、その事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

6 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

(裁定の通知等)

第三十三条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした起業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

(裁定の効果)

第三十四条 裁定について前条の規定による公告があったときは、当該裁定に係る特定所有者不明土地について土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決及び同法第四十九条第一項の明渡裁決があったものとみなして、同法第七章の規定を適用する。

(損失の補償に關する土地収用法の準用)

第三十五条 土地収用法第六章第一節(第七十六条、第七十七条後段、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条、第八十七条及び第九十条の二から第九十条の四までを除く。)の規定は、裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償について準用する。この場合において、同法第七十条ただし書中「第八十二条から第八十六条まで」とあるのは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第 号。以下「所有者不明土地法」という。第三十五条第一項において準用する第八十四条又は第八十五条」と、「収用委員会の裁決」とあるのは「都道府県知事の裁定」と、同法第七十一条中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条、第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「明渡裁決」とあるのは「所有者不明土地法第三十二条第一項の裁定」と、同法第八十条中「前二条」とあるのは「所有者不明土地法第三十五条第一項において準用する前条」と、同法第八十四条第一項中「起業者、土地所有者又は関係人」とあるのは「起業者」と、同項及び同条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに同法第八十五条中「収用委員会」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項及び同法第八十五条第二項中「裁決」とあるのは「裁定」と、同条第一項中「起業者又は物件の所有者」とあるのは「起業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求又は同項において準用する同法第八十四条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による要求をしようとする起業者は、裁定申請をする際に、併せて当該請求又は要求の内容その他国土交通省令で定める事項を記載し

た請求書又は要求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

第二款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に關する特例

第三十七条 施行者(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十六条に規定する施行者をいう。第三項において同じ。)は、同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業(同法第四十五条第一項に規定する都市計画事業をいう。第三十九条第一項及び第四十六条第二号において同じ。)について、その事業地(同法第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。)内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に對し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができる。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条から第三十条まで並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「起業者」とあるのは「施行者(都市計画法第四十六条に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号二、第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、施行者(都市計画法第四十六条に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号二、第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、施行者(都市計画法第四十六条に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、第三十条及び第三十一条中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

定中「土地収用法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請(以下この項において「裁定申請」という。)を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときは、除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。

一 裁定申請に係る事業が都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。

二 裁定申請に係る事業計画が都市計画法第六十条第一項第三号(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の事業計画と著しく異なるとき。

4 第三十二条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第三十三条中「起業者」とあるのは「施行者(都市計画法第四十六条に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、第三十四条及び第三十五条中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に關する民法の特例

第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(次条第五項において「国の行政機関の長等」という。)は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に對し、民法(明治二十九年法

律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供

第三十九条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業(以下「地域福利増進事業等」という。)の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等(土地又は当該土地にある物件に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。)を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報(土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあつたときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人(当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。ただし、当

該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

第四十条 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。

2 登記官は、前項の規定による探索により当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を知つたときは、その者に対し、当該土地についての相続登記等の申請を勧告することができる。この場合において、登記官は、相当でないと認めるときを除き、相続登記等を申請するために必要な情報を併せて通知するものとする。

3 登記官は、前二項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、第一項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人と

なり得る者に関する情報の提供を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による所有権の登記に付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第二項の規定による勧告及び通知に關し必要な事項は、法務省令で定める。

第五章 雑則

(職員の派遣の要請)

第四十一条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣の配慮)

第四十二条 国土交通大臣は、前条の規定による要請があつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(地方公共団体の援助)

第四十三条 地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地を使用しようとする者の求めに応じ、所有者不明土地の使用の方法に関する提案、所有者不明土地の境界を明らかにするための措置に關する助言、土地の権利関係又は評価について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(手数料)

第四十四条 都道府県は、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じ政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(権限の委任)

第四十五条 この法律に規定する国土交通大臣の

権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(事務の区分)

第四十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうちに掲げるものは、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項に規定する事務(同法第七十七条第一項各号に掲げる事業又は同法第七十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に關するものに限る。)

二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十七条第四項において準用する第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項から第六項まで並びに第三十七条第四項において準用する第三十六条第一項に規定する事務(都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に關するものに限る。)

(省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令

又は法務省令で定める。
(経過措置)

第四十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第四十九条 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第五項(第十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第五項若しくは第三十六条第一項(第三十七条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項(第二号(第二十条第二項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四十四条、第四十六条並びに第六章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項に規定する事務(同法第十七条第一項各号に掲げる事業又は同法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。)

二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十七条第四項において準用する第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十七条第四項において準用する第三十六条第一項に規定する事務(都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。)

平成三十年六月十八日印刷

平成三十年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C